

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	県税賦課徴収事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山県は、県税賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

富山県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	県税賦課徴収事務
②事務の内容 ※	地方税法その他の地方税に関する法律及び富山県税条例等関係法令による地方税の賦課徴収事務 1 課税事務 : 納税者からの申告及び届出等又は調査による情報等に基づき課税対象及び税額を決定 2 収納事務 : 収納消込や還付・充当処理、納税証明書等を発行 3 債権管理 : 督促状等の発行、滞納整理等の債権管理業務 特定個人情報ファイルについては、以下の事務に使用 1 賦課事務(課税事務) ① 納税者から提出される申告書等を受け、確認 ② 所得税関係情報や固定資産課税情報等の提供を受け、課税客体を把握 ③ 必要に応じ、本人確認や減免等の確認のため、住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムに対し情報照会 ④ 課税した内容について、納税者に納税通知書を送付 ⑤ 納税者情報を確認して、減免決定等を行い、減免通知書を送付 ⑥ 免税軽油使用者証交付申請書等を受け付け、免税軽油使用者証等を交付 2 徴収事務(収納事務、債権管理) ① 納税額が課税額より多い場合は、超過額を還付のうえ納税者に還付通知書を送付 ② 納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認 ③ 滞納整理のための債権管理 ④ 納税者の意思表示があった場合に限り、公金受取口座登録システムより口座情報を照会 (※ 詳細は「(別添1)事務内容」を参照)
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

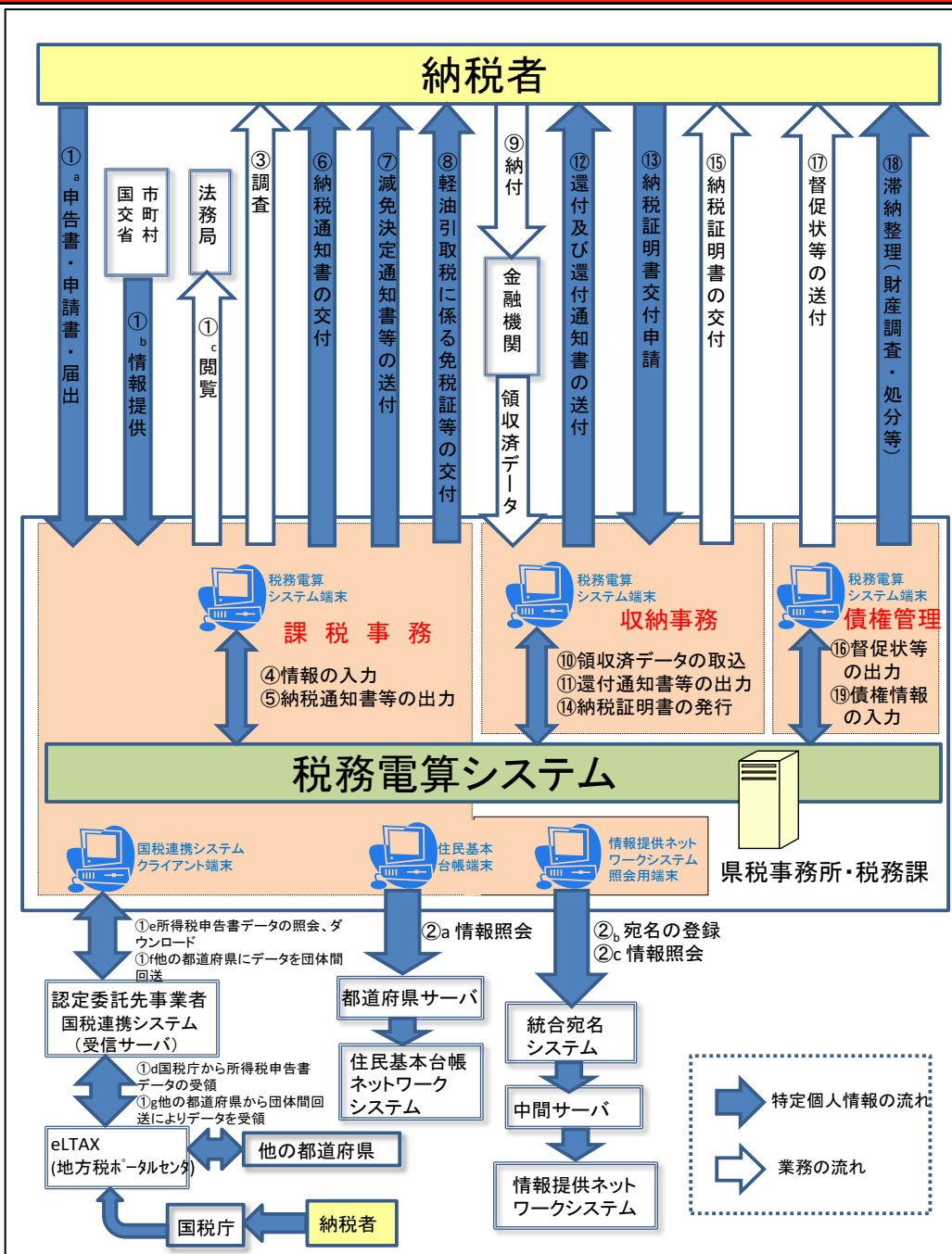
システム1	
①システムの名称	税務電算システム
②システムの機能	・ 課税管理 : 申告書や関係書類の調査情報等に基づき課税対象及び税額を決定 ・ 収納管理 : 収納消込や還付・充当処理、納税証明書や督促状等を発行 ・ 債権管理 : 滞納整理等の債権管理業務 ・ 宛名管理 : 納税者情報の登録・更新
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	・宛名番号付番機能 既存システムからの要求に基づく団体内統合宛名番号の付番及び既存システムへの返却機能 ・宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐づけて保存し管理する機能。中間サーバへの符号取得要求機能 ・情報照会要求機能 既存システムから情報照会の要求依頼を受け取り、中間サーバに対して、情報照会の要求依頼する機能。 ・特定個人情報登録機能 既存システムから特定個人情報登録を受け取り、中間サーバに対して、特定個人情報登録を要求する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 中間サーバ ）
システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	中間サーバは、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現 ・符号管理機能 情報保有機関内で個人を特定するために利用する団体内統合宛名番号と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である符号とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ・情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領を行う機能 ・情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う機能 ・既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ・情報提供等記録管理機能 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 ・情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として、保持・管理する機能 ・データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 ・セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能。 ・職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ・システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （

システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム都道府県サーバ
②システムの機能	・ 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 ・ 都道府県の執行機関への情報提供 都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供 ・ 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力 ・ 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領 ・ 本人確認情報検索 代表端末又は業務端末において入力された4情報の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示 ・ 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性を確認
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム5	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	・ 国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成22年度税制改正において所得税申告書等の地方団体による閲覧又は記録について、電子情報処理組織を使用して行う基準を設け、これに基づき平成23年1月から所得税申告書等の電子的データの送付が国から地方団体へ開始 ・ 国税庁にe-TAXで申告された所得税申告書等データ及び国税庁に書面で申告された所得税申告書等データが総合情報ネットワーク(LGWAN)を通じて送付 ・ 国税連携システムには、 ① 国税庁から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等の電子データを受領する。 ② 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データ及び寄附金税額控除に係る申告特例通知データを回送する。 等の機能がある。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 地方税ポータルセンタ(eLTAX) ）

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	公金受取口座登録システム
②システムの機能	・公金受取口座登録制度に基づき、納税者が事前に登録した口座情報をもとに還付手続き等を行うため使用する。 ・納税者本人の意思表示がある場合に限り、情報提供ネットワークシステムを経由し、口座情報を取得する。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
税務電算システムデータベースファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	公平で適正な課税、効率的な徴収、滞納整理に取り組むため。 ・ 納税者の特定や情報の突合 ・ 減免事務に必要な情報等を情報提供ネットワークシステムに照会
②実現が期待されるメリット	公平で適正な課税、効率的な徴収、滞納整理及び県民の利便性の向上 ・ 納税者の特定、情報の突合の正確性の向上により、県税の公平・公正な課税につながる。 ・ 減免申請の際に必要な障害者手帳、生活保護受給情報、所得証明書等の添付書類の削減が図られ、納税者の利便性が向上
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。） 第9条第1項 別表の24の項 ・ 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・ 番号法第9条第2項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	☐ 実施する ☐ 実施しない ☐ 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・ 番号法第19条第8項 別表24、及び133の項 ・ 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表第49項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	経営管理部税務課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

課税事務

- ①a 納税者から提出される申告書や減免等の申請書を受け付け、確認
- ①b 国交省から、自動車の分配データを受取(個人番号を含まず。)
市町村から、不動産の新增築情報を受取
- ①c 法務局で、不動産の移転情報を閲覧、確認
- ①d 国税庁から地方税ポータルセンタを通じて、所得税申告書等データを受領し、内容を確認
- ①e 所得税申告書等データの照会、印刷、ダウンロード等の業務を実施
- ①f 他の地方団体に対して所得税申告書等データ及び寄附金税額控除に係る申告特例通知データを団体間回送
- ①g 他の都道府県から団体間回送により、所得税申告書等データを受領し、内容を確認
- ②a 本人確認や個人番号のため必要となる場合、住民基本台帳ネットワークシステムで納税者情報を照会
- ②b 情報提供ネットワークシステムに照会するための符号を取得するため、統合宛名管理システムに税あて名番号、個人番号等を登録
- ②c 情報提供ネットワークシステムを利用して、障害者手帳関係情報や生活保護受給情報、県民税課税情報、口座情報を照会し、減免、還付等の処理に利用する。
- ③ 必要に応じ、納税者や申告書等の内容について調査
- ④ ①～③により確認、決定した課税情報や減免等の情報を税務電算システムに入力
- ⑤ 納税通知書や減免決定通知書等、軽油引取税に係る免税証等を税務電算システムから出力
- ⑥ 課税した内容について、納税者に納税通知書を交付
- ⑦ 決定した減免内容について、納税者に減免決定通知書等を送付
- ⑧ 申請者に、軽油引取税に係る免税証等を交付

収納事務

- ⑨ 納税者が税を納付したことについて、金融機関からの領収済データにより確認
- ⑩ 領収済データを税務電算システムに取り込み、消込処理
- ⑪ 納付額が課税額より多い場合は、超過額の還付処理を行い、還付通知書を出力
- ⑫ 納税者に超過額を還付し、還付通知書を送付
- ⑬ 納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認
- ⑭ 納税証明書を税務電算システムから発行
- ⑮ 発行した納税証明書を納税者に交付

債権管理

- ⑯ 納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、督促状等を税務電算システムから出力
- ⑰ 出力した督促状等を納税者に送付
- ⑱ 督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、財産調査、処分等を実施し、滞納整理
- ⑲ 財産調査、処分等の債権情報を税務電算システムに入力

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

税務電算システムデータベースファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者	
その必要性	公平で適正な課税、効率的な徴収、滞納整理に取り組むため、必要な範囲で情報を保有	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (免税軽油関係情報)	
その妥当性	・ 個人番号、その他識別情報及び4情報 : 納税者を正確に特定するため。 ・ 連絡先 : 納税通知書等の送付や本人の連絡先を確認するため。 ・ 国税関係情報 : 課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため。 ・ 地方税、障害者福祉、生活保護・社会福祉関係情報 : 税の減免等の決定を行うため。 ・ 免税軽油関係情報 : 軽油引取税に係る免税証等を交付する事務を行うため。	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	富山県経営管理部税務課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 障害福祉課、厚生企画課、健康課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、デジタル庁 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 市町村、他の都道府県 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム、 地方税ポータルセンタ(eLTAX)→LGWAN→国税連携システム(eLTAX) ）
③入手の時期・頻度		<定期的に入手するもの> ・ 個人事業税(国税連携データ) 年間を通して受信 毎日 ・ 自動車税 申告を受け付けた度 毎日 <個別的に対応する事務に際して入手するもの> ・ 免税軽油に関する事務 申請を受け付けた都度 ・ 不動産取得税 登記簿調査等を実施した都度 ・ 税の減免、還付に関する事務 申請を受け付けた都度
④入手に係る妥当性		・ 個人事業税を課税するため、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データを入手 ・ 不動産取得税については、正確な課税のため、登記簿の調査が必要であり、法務局から入手した情報に基づき、住民基本台帳ネットワークから情報を入手 ・ 税の申告・届出や免税軽油の申請については、本人からの提出を原則としており、これを受け付け必要な情報を入手 ・ 税の減免の申請については、本人から申請を受け付けるが、納税者の負担を軽減するため、情報提供ネットワークを通じ、必要な情報を入手 ・ 公金受取口座を用いた還付については、本人の意思表示を前提とし、これがあつた場合に限り情報提供ネットワークサービスを通じて口座情報を入手する。
⑤本人への明示		・ 地方税法その他の地方税に関する法律及び富山県税条例等に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより、個人番号を入手することが明示される。 ・ 情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法にて明示されている。
⑥使用目的 ※		公平で適正な課税、効率的な徴収、滞納整理に取り組むため。
変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 ※	富山県経営管理部税務課及び総合県税事務所
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		1 課税管理に関する事務 申告及び届出等による情報から課税管理業務を行う。 2 収納管理に関する事務 収納及び課税等の情報から収納管理業務を行う。 3 債権管理に関する事務 滞納者情報から債権管理業務を行う。 4 宛名管理に関する事務 納税者の宛名情報の特定や突合を行い、宛名管理業務を行う。
	情報の突合 ※	・ 申告書等の基本4情報と本システム又は住民基本台帳システムの基本4情報を突合して、真正性を確認(上記1、4) ・ 県税の減免決定等を行うため、地方税関係情報、障害者関係情報及び生活保護関係情報と申請情報を突合(上記1) ・ 納税者の確認、滞納者情報の管理や滞納者の調査のため、本システムにおける情報と国や市町村から入手した情報とを突合(上記1～3に係る4)
	情報の統計分析 ※	税の賦課徴収に関する概要としての統計や分析は行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・ 地方税関係情報による税の軽減 ・ 障害者に対する税の減免決定 ・ 生活保護者に対する税の減免決定
⑨使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (7) 件
委託事項1		税務電算システム維持管理業務
①委託内容		公平で適正な課税、効率的な徴収、滞納整理に取り組むために必要な税務電算システムを、維持管理するために委託するもの。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	県税に係る納税者及び課税調査対象者
	その妥当性	公平で適正な課税、効率的な徴収、滞納整理を目的として必要な範囲の特定個人情報を保有している税務電算システムの維持管理を行うため、県税に係る納税者及び課税調査対象者の情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (税務電算システム)
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際に、県報へ掲載し公表
⑥委託先名		富士通Japan株式会社

再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約書において、再委託を禁止している。ただし必要がある場合は、あらかじめ書面による承認を必要としている。その場合、再委託先にも委託先に準じたセキュリティに関する措置を講ずることを必要としている。 なお、承認にあたっては、再委託先の秘密の保持に関し講ずる措置に関する方針及び内容について確認している。
	⑨再委託事項	障害対応、システム運用支援、ネットワーク監視、アプリケーション保守、ドキュメント管理の一部
委託事項2～5		
委託事項2		自動車税申告書照合補助等業務
①委託内容		・ 自動車税申告書と自動車検査証との照合事務補助 ・ 自動車税申告書の税額確認及び照合事務補助 ・ 自動車税申告書の証紙代金収納計器による表示の印影確認事務補助 ・ 自動車税申告書の整理及び集計事務補助
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの一部 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	自動車税に係る納税者
	その妥当性	自動車税申告書の審査業務は、複雑化している税制度をふまえた来所者への説明や、リアルタイムでの税額の決定等、税法等に関する専門的な知識が必要とされるが、そのような人材を育成・確保している団体に委託し、効率的で安定した業務を遂行する必要がある。
③委託先における取扱者数		10人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 紙 その他 (税務電算システム)
⑤委託先名の確認方法		富山県情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認できる。
⑥委託先名		一般社団法人富山県自動車会議所
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		税務電算処理データ入力業務	
①委託内容		税務事務の電算処理に係るデータ等の入力業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	個人事業税、軽油引取税、不動産取得税および自動車税の納税者の一部	
	その妥当性	紙媒体の税申告書等を税務電算システムの処理に必要なデータとしてに入力するにあたり、実績のある民間事業者に委託することでデータの効率的かつ正確な入力を行う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		富山県情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認できる。	
⑥委託先名		株式会社インテック	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項4		不動産の価格等の通知に関する帳票の作成業務	
①委託内容		市町村の固定資産税課税情報磁気テープから不動産の価格等に関する帳票を作成する業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	不動産取得税の納税者の一部	
	その妥当性	各市町村の固定資産税課税情報磁気テープを管理している業者に委託し、効率性及びセキュリティを確保する。	
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		富山県情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認できる。	
⑥委託先名		株式会社インテック	

再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託しない 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項5		自動車税納税通知書作成・発送等業務
①委託内容		自動車税に係る納税通知書用封筒の印刷作成、納税通知書への課税情報の印字、封筒への封入封かん作業、納税通知書の仕分け・発送作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの一部 再委託する 再委託しない
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 再委託する 再委託しない
	対象となる本人の範囲 ※	自動車税に係る納税者
	その妥当性	大量に出力される通知書等を迅速に封かんし、できるだけ迅速に住民に発送する必要があることから、当該業務に必要な機器を保有し、大量な業務を他の業務と区画された施設で所定の期間内に処理が可能な業者に委託する。
③委託先における取扱者数		10人以上50人未満 再委託する 再委託しない
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） フラッシュメモリ 紙 その他
⑤委託先名の確認方法		富山県情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認できる。
⑥委託先名		株式会社インテック
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託しない 再委託する 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項6～10		
委託事項6		国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等
①委託内容		国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等のサービスを提供する事業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(所得税申告書の申告者等)で、都道府県に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者
	その妥当性	国税連携データ受信サーバを、委託利用型により利用しているため。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (LGWAN)
⑤委託先名の確認方法		富山県情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認できる。
⑥委託先名		株式会社インテック
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約書において、再委託を禁止している。ただし必要がある場合は、あらかじめ書面による承認を必要としている。その場合、再委託先にも委託先に準じたセキュリティに関する措置を講ずることを必要としている。 なお、承認にあたっては、再委託先の秘密の保持に関し講ずる措置に関する方針及び内容について確認している。
	⑨再委託事項	運用における現地作業、問い合わせ対応

[illegible]

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	他の都道府県
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	個人事業税の賦課及び徴収
③提供する情報	本県で賦課しない者に係る所得税確定申告書等(国税連携データ)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	都道府県に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者(他の都道府県に課税権があるもの)
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (国税連携システム(eLTAX)→LGWAN→地方税ポータルセンタ(eLTAX)→ LGWAN)
⑦時期・頻度	該当するデータがあった場合に随時
提供先2～5	
提供先2	他自治体の長(都道府県及び市区町村)
①法令上の根拠	地方税法附則第7条第5項及び第12項
②提供先における用途	寄附金税額控除に係る申告特例通知書:個人住民税の賦課決定に利用するため。
③提供する情報	寄附金税額控除に係る申告特例通知書:寄附金額及び住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	寄附金税額控除に係る申告特例通知書:寄附金税額控除に係る申告の特例の対象となる寄附をした者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	寄附金税額控除に係る申告特例通知書:1月
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 店内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （)
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		＜富山県における措置＞ - サーバは入退館管理が行われているデータセンターに設置した施錠可能なラック内に保管。 - サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 - 申請書等の紙媒体については、施錠管理できる部屋で保管管理する。 ＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ - 国税連携システム(eLTAX)の受信サーバは、有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに生体認証による入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置した施錠可能なラック内に保管する。 - また、サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ - 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 - 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。											
	期間	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr> </table> [6年以上10年未満]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
②保管期間	その妥当性	＜富山県における措置＞ - 調定データが完納になっても、更正決定等に対応するため過去のデータを保管する必要がある、上記の期間保管している。ただし、未納の調定データについては上記の期間にかかわらず保管する必要がある。 ＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ - 国税連携データについては、受信サーバが国税連携データの受信を行うことを目的とした最低限のスペックの製品であり、データ保管期間は、最大でも2年間としたハードウェア構成としているため、保管期間を2年間としている。											
③消去方法		＜富山県における措置＞ - 保管期間を過ぎたデータについては、システムで検索し、対象データを手動で削除する。申請書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。 ＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ - 国税連携データについては、操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により消去。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ - 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 - ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。											
7. 備考													

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別添資料のとおり

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務電算システムデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜富山県における措置＞ ・ 地方税法に基づいて提出される申告書は、納税者本人又は本人代理人が記載して提出するものであり、当該申告書においては、当該納税者の情報しか入手することができない。また、本人が書面を提出する際に、本人が本人以外の情報を誤って記載することがないようにチェックを行う。 ・ 国税庁からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法第72条の59第1項及び番号法第19条第9号等に基づき、政府より必要な情報の提供を受ける旨の規定がなされており、法令で定める場合以外の入手を行わない。 ・ 市町村からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法の規定に基づき、市町村より必要な情報の提供を受ける旨の規定がされており、法令で定める場合以外の入手は行われない。 ＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・ 国税連携システムでは、地方税ポータルシステムを通じて国税庁としか繋がっておらず、国税庁から送信される情報しか入手は行われない。また、他都道府県に課税権があることが判明した場合は、速やかに他都道府県に回送する。 ＜住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置＞ ・ 地方公共団体情報システム機構からの入手については、番号法第14条第2項において、「個人番号利用事務を処理するために必要があるときは…機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができる」と規定されており、事務処理に必要な者以外の情報は入手できない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	＜富山県における措置＞ ・ 納税者等が地方税法の規定に基づき、申告書等を提出する場合、法令等により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努める。 ・ 国税庁からは、必要な情報しか提供されない。 ・ 市町村からは、必要な情報しか提供されない。 ＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・ 国税連携システムでは、法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止している。 ＜住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置＞ ・ 地方公共団体情報システム機構からは、決められた必要な情報しか提供を受け付けないようにシステムで制御している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜富山県における措置＞ ・ 納税者等が地方税法の規定に基づき、個人番号付きの申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、納税者本人又は本人代理人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。 ・ 特定個人情報の入手元である国税庁、市町村は使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供をする。 ＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・ 国税連携データ受信サーバには、決められた必要な情報しか提供を受け付けないようにシステムで制御している。 ＜住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置＞ ・ 特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構は使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供をする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	＜富山県における措置＞ ・ 本人から個人番号の提供を求める場合は、番号法第16条(本人確認の措置)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号法政令」という。)第12条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(以下「番号法施行規則」という。)第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認する方法により行う。 ・ 本人代理人から個人番号の提供を求める場合は、番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、本人代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、本人代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税理代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認する方法により行う。 ・ 国税庁、市町村からの入手については、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。(提供を行う者自身の本人確認は上記と同様である。) ＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・ 国税連携システムからの入手については、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 ＜住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置＞ ・ 地方公共団体情報システム機構からの入手については、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。(提供を行う者自身の本人確認は上記と同様である。)
個人番号の真正性確認の措置の内容	＜富山県における措置＞ ・ 本人から個人番号の提供を求める場合は、番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認する方法により行う。 ・ 本人代理人から個人番号の提供を求める場合は、番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、本人代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、本人代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認する方法により行う。 ・ 国税庁、市町村からの入手については、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。(提供を行う者自身の本人確認は上記と同様である。) ＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・ 国税連携システムからの入手については、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 ＜住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置＞ ・ 地方公共団体情報システム機構からの入手については、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。(提供を行う者自身の本人確認は上記と同様である。)

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<富山県における措置> ・ 本人又は本人代理人が、地方税法等に基づいて当県に提出する申告書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する。 ・ 税務電算システムでは、申告書等情報や納税の実績等を入力することにより、地方税債権などを一元的に管理するとともに、税務調査に活用している。 ・ なお、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。 ・ 税務電算システムにおけるシステム入力時の入力項目の整合性や入力漏れのチェック機能、システム入力後のブルーリスト(入力確認リスト)の出力機能等により、入力内容を申告書等と突合、ダブルチェックするなど、情報の正確性の保持に努めている。 ・ 国税庁、市町村から入手する特定個人情報の正確性の確保については、入手元に委ねられる。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・ 国税連携システムで入手する所得税申告書等については、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応をし、修正された情報が国税庁から送信されてくる。 <住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置> ・ 地方公共団体情報システム機構から入手する特定個人情報の正確性の確保については、入手元に委ねられる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<富山県における措置> ・ 本人又は本人代理人が県税事務所等に来所する場合は、窓口で対面にて収受する。 ・ 郵送の場合は、必ず郵便又は信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れないよう、十分に確認の上、県税事務所に送付する旨を、本県ホームページ等にて案内する。 ・ 特定個人情報の入手元である国税庁、市町村から書面等で入手する場合は、施錠できるケースに入れるなど、運搬の際は、紛失しないよう細心の注意を払う。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・ 特定個人情報の入手元である国税庁からの入手は、国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは専用線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からはLGWANを通じて、国税連携システムを利用して入手している。 <住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置> ・ 特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構からの入手は、専用線を用いて行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・ 統合宛名システムにおいては、事務に関係のない情報にアクセスできないようユーザごとにアクセス権を設定し、アクセス制御を行う。 ・ 統合宛名システムは税務電算システムとは直接接続しない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・ 税務電算システムには、税務事務に関係のない情報を保有しない。 ・ 住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバーや国税連携システムと税務電算システムとは直接接続しない。また、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバーや国税連携システムからは、税務事務に必要な情報のみを入手する。

その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・ 税務電算システムを使用する必要がある職員、委託先を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ 税務電算システムと庁内ネットワークとはFWで接続制限を行い、不正なアクセスを防止している。 ・ 税務電算システムのアクセスログを採取し、管理している。 ・ OSのユーザ権限を制限することにより、PCへのアプリケーションのインストールを制限している。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	(1) ID/パスワードの発行管理 ・ 部署及び業務別にアクセス権限を管理している。 ・ 業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを付与している。 (2) 失効管理 ・ 権限を有していた職員の異動退職情報をID管理担当者が確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・ パスワードは定期的に変更している。 ・ ユーザーIDやアクセス権については、ID管理担当者が異動退職等の情報を随時確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は削除している。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・ システムの操作の記録をログとして記録し、管理している。 ・ 不正なアクセスがあった恐れのあるときは、ログを解析し、操作者を特定することができる。		
その他の措置の内容	無線LAN経由でのアクセスを許可しない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	業務外利用の禁止等や、業務情報の漏えい等について、庁内の情報セキュリティ研修や定期的な会議等を通じて周知徹底を図っている。 また、情報セキュリティ自己点検を実施する際にセキュリティ研修用テキストを確認するよう、毎年指導している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	・ 税務電算システムに接続しているPCについては、ファイルの書き出し防止のため、USBの接続制限を行っている。 ・ 委託先には契約で情報の複製及び持ち出しを禁じている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認

- ・ 税務電算システムを維持管理する委託事業者には、あらかじめ委託業務の実施における富山県の秘密の保持に関し、誓約書を提出させ、委託業務の実施における富山県の秘密の保持に関し講ずべき措置に関する方針及び内容について、確認する。

・ 国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、地方税共同機構が認定委託先事業者の認定等に関する要綱に基づき認定した事業者へ委託している。当該事業者は、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定に適合したセキュリティ対策が確保されると認められ、ISMS認証を取得している。また、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されており、監査結果についての報告を受けている。

[	制限している	]	＜選択肢＞	
			1) 制限している	2) 制限していない

- ・ 地方税共同機構が認定委託先事業者の認定等に関する要綱に基づき認定した事業者によって運用されている。
- ・ 特定個人情報ファイルを閲覧できるサーバへのアクセスについてはアクセスできるユーザを制限している。
- ・ OSには不要なユーザは登録されておらず、適切なアクセス権や不正ログインなどの確認を定期的に行っている。

[記録を残している] <選択肢>
1) 記録を残している 2) 記録を残していない

- ・ 地方税共同機構が認定委託先事業者の認定等に関する要綱に基づき認定した事業者によって運用されている。
- ・ ID及び暗証番号によりユーザー認証を行い、アクセスログを記録し定期的確認を行っている。

[	定めている	]	＜選択肢＞	
			1) 定めている	2) 定めていない

・委託先から地方税共同機構から承認を得たサポート事業者に再委託を行っているが、再委託先は現地サポートなどの運用サポートのため特定個人情報を提供することはない。

契約書において、個人情報扱う委託従事者は、県の指定する場所において業務を行うこととしている。

確認方法としては、必要に応じ、個人情報の取扱状況を委託先に報告させ、又は随時、実地に調査することができることとしている。

特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法		契約書において、次の通り定めている。 ・ 委託先は、業務完了後、富山県から引き渡された個人情報を直ちに返還しなくてはならない。 ・ 委託先は、業務完了後、富山県に返還する情報を除き、自ら作成又は取得した個人情報を速や かに確実に廃棄しなくてはならない。
委託契約書中の特定個人情報 ファイルの取扱いに関する 規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		・ 個人情報の秘密の保持 ・ 再委託の禁止 ・ 取得の制限 ・ 利用及び提供の制限 ・ 安全確保の措置 ・ 従事者への周知及び監督 ・ 複写又は複製の禁止 ・ 資料等の返還及び廃棄 ・ 取扱状況の報告及び調査 ・ 事故報告
再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの 確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		契約書において、原則再委託は禁止している。ただし必要がある場合は、あらかじめ書面による承認 が必要 その場合、再委託先にも委託先と同等のセキュリティに関する措置を講ずることが必要 なお、承認にあたっては、再委託先の秘密の保持に関し講ずる措置に関する方針及び内容について 審査
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転 の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		<国税連携システム(eLTAX)における措置> ・ 国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、番号法第19条 第9号に基づき、特定個人情報(所得税申告書等データ及び寄附金税額控除に係る申告特例通知 データ)の提供を行う。 ・ その際には、番号法第19条第9号、番号法施行令第22条等の規定に基づき、特定個人情報の 提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録 して、7年間保存するなどの措置をとる。 ・ なお、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、L GWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制 御している。 ・ なお、国税連携システム(eLTAX)を利用して提供する特定個人情報については、送信処理の際に、 データ登録を行った職員名や送信日時、送信先団体名等が国税連携システム(eLTAX)に記録され る。

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	<国税連携システム(eLTAX)における措置> ・ 国税連携システムで提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。 ・ 国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<国税連携システム(eLTAX)における措置> ・ 国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 ・ また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<国税連携システム(eLTAX)における措置> ・ 国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 ・ また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜情報提供ネットワークシステム照会用端末の運用における措置＞ - 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、利用者に対し規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ - 情報照会機能(＊1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(＊2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 - 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(＊3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (＊1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (＊2) 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の規定により、 事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (＊3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜情報提供ネットワークシステム照会用端末の運用における措置＞ - 情報提供ネットワークシステム照会用端末は、権限のある職員のみが使用できるようID/パスワードにより管理され、施錠可能な執務室に配備されており、安全性が保たれている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ - 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ - 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 - 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜情報提供ネットワークシステム照会用端末の運用における措置＞ ・ 情報提供ネットワークシステム照会用端末は、権限のある職員のみが使用できるようID/パスワードにより管理され、施錠可能な執務室に配備されており、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・ 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（*）。 ・ 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・ 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （*）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・ 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・ 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・ 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・ 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・ 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・ 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・ 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・ 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	＜富山県における措置＞ ・ サーバが設置してあるデータセンターは、入退館の管理を厳重に行っている。 ・ サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・ 停電（落雷等）によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。 ・ 端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。 ＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・ 地方税共同機構が認定委託先事業者の認定等に関する要綱に基づき認定した事業者によって運用されている。 ・ サーバ設置場所には監視カメラを設置しており、入室する場合はシステム管理者の事前承認が必要。サーバラックの鍵は特定の作業者にのみが取り出し可能となっている。 ・ 国税連携の受信サーバに提供データをアップロードした後は、処理した元となるデータは即時消去し、端末及び記録媒体に保存しない。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。

⑥技術的対策	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容	<富山県における措置> ・ ウィルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 ・ OSには随時セキュリティパッチを適用している。 ・ 不正アクセス防止策として、FWを導入している。 ・ 端末パソコンにおいては、USBの接続制限を行い、情報漏えい対策をしている。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・ 地方税共同機構が認定委託先事業者の認定等に関する要綱に基づき認定した事業者によって運用されている。 ・ ウィルス対策ソフトを使用して、サーバを定期的にウィルスチェックをしている。また、定期的に、検証済みのパターンファイルに更新している。 ・ 外部からのアクセスに対しては、物理的にネットワークを分離することでアクセスそのものを遮断している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・ 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・ 中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・ 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	
⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様な方法にて安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	申告書等の情報取得の都度その内容を確認し、データの確認、更新を行う。 ただし、地方税法等の規定により提出される申告書等は、修正申告書等が提出されたとしても、当初の申告書等は、保存期間まで原本として保存しておく必要があるため、特定個人情報古いまま保管されることがある。なお、申告書等は提出ごとに区分して管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	保管期間の過ぎた特定個人情報データは、システムで消去。紙媒体は、外部業者による溶解処理を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<情報システム機器破棄におけるリスクとリスクに対する措置> 情報システム機器のリース契約などにより、契約満了後、相手方の業者への機器返却後に機器内データの消去が行われず、情報流出が発生するリスクがある。 対策として、機器内部の記憶装置に係る抹消措置については、県職員立ち合いのもと物理的な破壊又は磁気的な破壊の方法により確実な履行を担保する。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	<富山県における措置> ・ 毎年、情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策に関する全庁的な自己点検を実施している。 ・ 税務電算システム利用者に対しては、上記に加え、県税賦課徴収事務に関連する項目について情報セキュリティ自己点検を実施している。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・ 国税連携受信システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な内容	<富山県における措置> ・ 年1回、情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策が実施されているか情報セキュリティ監査(内部監査)を実施している。 ・ 税務電算システムの維持管理委託業者に対しては、年1回、庁内の当該委託事務の実施場所への実地調査を実施している。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・ 国税連携システムについては、毎年度、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されている。 ・ 地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、機構において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	<富山県における措置> ・ 庁内で実施するセキュリティ自己点検の中で、各自でセキュリティ研修テキストによりセキュリティ事項を確認することとしている。 ・ 庁内で情報セキュリティ研修を実施し、職員全員が定期的に受講している。 ・ 内部監査実施時に、情報セキュリティに関する指導を行っている。 ・ 委託事業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、秘密保持契約を締結している。 ・ 税務電算システムの維持管理委託業者に対しては、年1回の実地調査の際に、情報セキュリティに関する指導を行っている。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・ 担当者を、国の指定法人である地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・ 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・ 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	富山県経営管理部総務課情報公開係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 076-444-3111
②請求方法	指定様式による書面を提出して開示・訂正・利用停止請求を行う。
特記事項	富山県ホームページ上に、手続き、請求受付窓口等について掲載する。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人事業税課税台帳、不動産取得税課税台帳、自動車税課税台帳、軽油引取税納入申告書、免税軽油使用者証交付申請書、免税証交付申請書、滞納金整理票、自動車取得税申告書
公表場所	富山県ホームページ https://www.pref.toyama.jp/1103/kojinfile.html
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	富山県経営管理部税務課管理係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 076-444-3180
②対応方法	問い合わせ受付時に、問い合わせに対する対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	富山県県民意見募集手続実施要綱に基づき、パブリックコメントによる意見聴取を実施。案等を富山県の情報公開総合窓口、県民サロン及び各地方県民相談室において閲覧に供するとともに、富山県のホームページに掲載し、郵便、FAX、電子メール等の手段による意見を受け付けた。
②実施日・期間	令和2年1月9日 から 令和2年2月7日 まで (30日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	提出された意見は特になし。
⑤評価書への反映	評価書への反映は特になし。
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年2月21日
②方法	富山県個人情報保護審議会に諮問し、答申を得る。
③結果	特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合した評価が実施されており、かつ、当該評価書案の内容は、指針に定める評価の目的等に照らし妥当であると認められる。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

(あて名マスタ)

あて名番号,検索用カナキー,検索用漢字キー,氏名・名称カナ,氏名・名称漢字,同一人名称漢字キー,組織区分コード,表示位置コード,検索用通称名カナキー,検索用通称名漢字キー,通称名カナ,通称名漢字,郵便番号1,郵便番号2,都道府県コード,市町村コード,町字コード,丁目コード,番地漢字,方書漢字,送付先名称漢字,送付先組織区分コード,送付先表示位置コード,送付先郵便番号1,送付先郵便番号2,送付先都道府県コード,送付先市町村コード,送付先町字コード,送付先丁目コード,送付先番地漢字,送付先方書漢字,代表者名,生年月日,検索用電話番号,電話番号,管理税目-04,管理税目-05,管理税目-06,管理税目-07,管理税目-08,管理税目-10,管理税目-11,管理税目-06,管理税目-07,管理税目-08,管理税目-10,管理税目-11,管理税目-15,管理税目-16,管理税目-17,管理税目-20,管理税目-23,管理税目-24,管理税目-25,管理税目-26,管理税目-27,管理税目-30,管理税目-32,管理事務所-01,管理事務所-02,管理事務所-03,管理事務所-04,管理事務所-06,履歴件数,販売店番号

(あて名履歴)

あて名番号,履歴通番,変更県税事務所コード,変更年月日,変更項目名,変更内容漢字,変更内容英数字

(マイナンバー管理マスタ)

マイナンバー,履歴通番,個人法人区分,氏名名称カナ,氏名名称漢字,氏名名称漢字桁あふれフラグ,組織区分コード,表示位置コード,郵便番号1,郵便番号2,都道府県コード,市町村コード,町字コード,丁目コード,番地漢字,方書漢字,住所漢字,住所漢字桁あふれフラグ,外国人漢字名,外国人漢字名桁あふれフラグ,外国人通称名,外国人通称名桁あふれフラグ,生年月日,死亡年月日,性別,納通表示有無フラグ,真正性確認済フラグ,変更前マイナンバー,変更後マイナンバー,統一利用者番号,登録年月日,変更年月日

(マイナンバー履歴)

マイナンバー管理マスタと同様のレイアウト

(あて名マイナンバー変換テーブル)

あて名番号,身体障害者等番号,使用者番号,マイナンバー,個人法人区分,真正性確認年月日

(あて名マイナンバー変換ワーク)

あて名番号,税目コード,納税者番号,マイナンバー,個人法人区分,登録番号,作成年月日,帳票番号,連番

(あて名住所管理テーブル)

あて名番号,通番,氏名名称漢字,組織区分コード,表示位置コード,都道府県コード,市町村コード,町字コード,丁目コード,番地漢字,方書漢字

(あて名備考テーブル)

あて名番号,あて名備考,個人情報保護フラグ,個人情報保護事由

(共通納税者マスタ)

税目コード,納税者番号,県税事務所コード,あて名番号,検索用カナキー,検索用漢字キー,氏名・名称カナ,氏名・名称漢字,組織区分コード,表示位置コード,郵便番号1,郵便番号2,都道府県コード,市町村コード,町字コード,丁目コード,番地漢字,方書漢字,還付先金融機関コード,還付先支店コード,還付先預金種別,還付先口座番号,還付先口座名義,送付先フラグ,送付先名称カナ,送付先名称漢字,送付先組織区分コード,送付先表示位置コード,送付先郵便番号1,送付先郵便番号2,送付先都道府県コード,送付先市町村コード,送付先町字コード,送付先丁目コード,送付先番地漢字,送付先方書漢字,代表者名,生年月日,検索用電話番号,電話番号,履歴件数,特定納税者フラグ,メッセージ欄

(口座振替情報マスタ)

あて名番号,税目コード,口座連番,金融機関コード,支店コード,預金種別,口座番号,口座名義人,送付先名称カナ,送付先名称漢字,送付先組織区分コード,送付先表示位置コード,送付先郵便番号1,送付先郵便番号2,送付先都道府県コード,送付先市町村コード,送付先町字コード,送付先丁目コード,送付先番地漢字,送付先方書漢字

(口座振替ワーク)

税目コード,納税者番号,期別,調定通番,県税事務所コード,あて名番号,金融機関コード,支店コード,預金種別,口座番号,口座名義人,振替済額,振替結果コード,振替日,減額事由コード,備考,口振依頼時氏名名称カナ,口振依頼時氏名名称漢字,口振依頼時組織区分コード,口振依頼時表示位置コード,口振依頼時都道府県コード,口振依頼時市町村コード,口振依頼時町字コード,口振依頼時丁目コード,口振依頼時番地漢字,口振依頼時方書漢字

<<個人事業税>>

(調定トラン)

県税事務所コード,納税者番号,期別,申告調定事由,調定通番,税目コード,業種コード,従たる業種コード1,従たる業種コード2,兼業コード,青白区分コード,有失区分コード,国自区分コード,減額理由コード,中途開廃業区分コード,分割区分コード,事業月数,対象調定通番,対象調定事由,国税申告区分コード,国税申告年月日,事業専従者数,事業税専従者控除額,所得税専従者控除額,青色申告控除額,青色申告控除後所得額,所得税所得営業,所得税所得他事業,所得税所得不動産,所得額第1種,所得額第2種,所得額第3種,所得額第3種助産婦等,事業主控除額,損失繰越控除額,被災事業損失繰越控除額,譲渡損失控除額,譲渡損失繰越控除額,海外市場開拓準備等区分コード,海外市場準備金,非課税所得コード,非課税所得額,分割総人数,分割本県人数,課税標準額第1種,課税標準額第2種,課税標準額第3種,課税標準額第3種助産婦等,税額第1種,税額第2種,税額第3種,税額第3種助産婦等,減免課税免除コード,減免課税免除額,前回算出税額,前同期別税額,今回算出税額,今同期別税額,所得年,調定年度,調定年月日,即時調定区分,賦課参考データ登録区分,調定区分,駐車場業所得金額,分割対象業種コード1,分割対象総人数1,分割対象本県人数1,分割対象分割区分コード1,分割対象業種コード2,分割対象総人数2,分割対象本県人数2,分割対象分割区分コード2,分割対象業種コード3,分割対象総人数3,分割対象本県人数3,分割対象分割区分コード3,減免取消区分,減免取消額,即時調定納期限1,即時調定納期限2,E-TAX区分,利用者識別番号,団体確認用コード,確定申告書区分,決裁区分

(納税者マスタ)

県税事務所コード,納税者番号,税目コード,検索用カナキー,検索用漢字キー,氏名名称カナ,氏名名称漢字,履歴件数,税務署コード,所得税番号,開業年月日,廃業年月日,送付先コード,営業所都道府県コード,営業所市町村コード,営業所町字コード,営業所丁目コード,営業所番地,営業所方書,営業所電話番号,営業所郵便番号1,営業所郵便番号2,屋号,業種コード,従たる業種コード1,従たる業種コード2,兼業コード,国税業種コード,主詳細業種名,従1詳細業種名,従2詳細業種名

(納税者情報マスタ)

県税事務所コード,個人番号,登録情報,課税情報,その他,登録情報2,課税情報2,その他2

(納税者賦課トラン)

所得年,県税事務所コード,個人番号,税務署コード,所得税番号,氏名名称漢字,氏名名称カナ,都道府県コード,市町村コード,町字コード,丁目コード,住所漢字,住所カナ,番地漢字,方書漢字,郵便番号1,郵便番号2,電話番号,屋号漢字,屋号カナ,業種コード,国税業種コード,従たる業種コード1,従たる業種コード2,青白区分コード,事業月数,分割区分,有失区分,国自区分,事業税専従者控除額,所得税専従者控除額,青色申告控除額,青色申告控除後所得額,所得税所得営業,所得税所得他事業,所得税所得不動産,所得額第1種,所得額第2種,所得額第3種,所得額第3種助産婦等,事業主控除額,損失繰越控除額,登録年月日,納税者処理フラグ,賦課情報処理フラグ,賦課年度,申告区分,申告年月日,生年月日,収入金情報営業,収入金情報他事業,収入金情報不動産,E-TAX区分,利用者識別番号,団体確認用コード,確定申告書区分,国税職業漢字,事業用資産譲渡損失控除額,マイナンバー,個人法人区分,性別

(納税者履歴)

県税事務所コード,個人番号,履歴通番,変更年月日,変更項目名,変更内容漢字,変更内容英数字

(賦課参考トラン)

県税事務所コード,納税者番号,期別,申告調定事由,調定通番,税目コード,参考納税者番号,参考県税事務所コード,参考税務署コード,参考所得税番号,参考主業種コード,参考主業種名,参考主詳細業種名,参考不動産合否判定,参考不動産専従者数,参考不動産前年比較区分,貸地住宅用件数,貸地住宅用面積,貸地住宅用収入金額,貸地住宅以外件数,貸地住宅以外面積,貸地住宅以外収入金額,貸家住宅用アパート等室数,貸家住宅用アパート等面積,貸家住宅用アパート等収入金額,貸家住宅用一戸建て棟数,貸家住宅用一戸建て面積,貸家住宅用一戸建て収入金額,貸家住宅以外貸しビル等室数,貸家住宅以外貸しビル等面積,貸家住宅以外貸しビル等収入金額,貸家住宅以外一戸建て棟数,貸家住宅以外一戸建て面積,貸家住宅以外一戸建て収入金額,参考不動産貸付業収入合計額,参考不動産貸付業所得青申控除前,参考駐車場業合否判定,参考駐車場業専従者数,参考駐車場業前年比較区分,青空駐車場区画有り台数,青空駐車場区画有り面積,青空駐車場区画有り収入金額,青空駐車場区画無し可能台数,青空駐車場区画無し面積,青空駐車場区画無し収入金額,車庫駐車可能台数,車庫駐車面積,車庫駐車収入金額,参考駐車場業収入合計額,参考駐車場業所得青申控除前,参考医業等合否判定,参考医業等専従者数,参考医業等前年比較区分,参考医業等営業月数,参考医業等視覚障害区分,参考医業等措置法の有無,医業等社保診療収入金額,医業等社保診療所得青申控除前,医業等自由診療等収入金額,医業等自由診療等所得青申控除前,121,参考医業等所得青申控除前合計額,参考請負業合否判定,参考請負業専従者数,参考請負業前年比較区分,参考請負業合格理由コード,参考請負業失格理由コード,参考請負業収入金額,参考請負業所得青申控除前合計額,参考請負業給与所得青申控除前,参考備考

<<不動産取得税>>

(不動産調定トラン)

県税事務所コード,納税者番号,期別,申告調定事由,調定通番,調定取消フラグ,土地全部減額済フラグ,家屋全部減額済フラグ,入力区分,全体取得分評価額,全体免税点未満額,全体既控除額,全体今回控除額,全体既住宅控除額,全体今回住宅控除額,全体課税標準額,全体算出税額,全体既税額減額,全体今回税額減額,全体確定税額,全体差引減額,土地情報,土地税率,土地取得分評価額,土地免税点未満額,土地既控除額,土地今回控除額,土地課税標準額,土地算出税額,土地既税額減額,土地今回税額減額,土地確定税額,土地差引減額,土地控除減額事由1,土地控除額1,土地減額事由1,土地控除税額減額1,土地控除減額事由2,土地控除額2,土地減額事由2,土地控除税額減額2,土地控除減額事由3,土地控除額3,土地減額事由3,土地控除税額減額3,土地控除減額事由4,土地控除額4,土地減額事由4,土地控除税額減額4,家屋(住宅)情報,住宅税率,住宅取得分評価額,住宅免税点未満額,住宅既控除額,住宅今回控除額,住宅既住宅控除額,住宅今回住宅控除額,住宅課税標準額,住宅算出税額,住宅既税額減額,住宅今回税額減額,住宅確定税額,住宅差引減額,住宅控除減額事由1,住宅控除額1,住宅減額事由1,住宅控除税額減額1,住宅控除減額事由2,住宅控除額2,住宅減額事由2,住宅控除税額減額2,住宅控除減額事由3,住宅控除額3,住宅減額事由3,住宅控除税額減額3,住宅控除減額事由4,住宅控除額4,住宅減額事由4,住宅控除税額減額4,家屋(住宅外)情報,住宅外税率,住宅外取得分評価額,住宅外免税点未満額,住宅外既控除額,住宅外今回控除額,住宅外課税標準額,住宅外算出税額,住宅外既税額減額,住宅外今回税額減額,住宅外確定税額,住宅外差引減額,住宅外控除減額事由1,住宅外控除額1,住宅外減額事由1,住宅外控除税額減額1,住宅外控除減額事由2,住宅外控除額2,住宅外減額事由2,住宅外控除税額減額2,住宅外控除減額事由3,住宅外控除額3,住宅外減額事由3,住宅外控除税額減額3,住宅外控除減額事由4,住宅外控除額4,住宅外減額事由4,住宅外控除税額減額4,事前減額フラグ,減額申請年月日,地積合計,住宅面積合計,住宅以外面積合計

(不動産調定依頼マスタ)

県税事務所コード,納税者番号,調定連番,調定事由,随時一括区分,前回調定予定日,今回調定予定日,前回納期限年月日,今回納期限年月日

(不動産調定ワーク)

県税事務所コード,納税者番号,期別,申告調定事由,調定通番,調定年度,調定年月日,前回調定年月日,納期限,既確定フラグ,調定取消フラグ,土地全部減額済フラグ,家屋全部減額済フラグ,入力区分,全体取得分評価額,全体免税点未満額,全体既控除額,全体今回控除額,全体既住宅控除額,全体今回住宅控除額,全体課税標準額,全体算出税額,全体既税額減額,全体今回税額減額,全体確定税額,全体差引減額,土地情報, 土地税率, 土地取得分評価額, 土地免税点未満額, 土地既控除額, 土地今回控除額, 土地課税標準額, 土地算出税額, 土地既税額減額, 土地今回税額減額, 土地確定税額, 土地差引減額, 土地控除減額事由1, 土地控除額1, 土地減額事由1, 土地控除税額減額1, 土地控除減額事由2, 土地控除額2, 土地減額事由2, 土地控除税額減額2, 土地控除減額事由3, 土地控除額3, 土地減額事由3, 土地控除税額減額3, 土地控除減額事由4, 土地控除額4, 土地減額事由4, 土地控除税額減額4,住宅情報, 住宅税率, 住宅取得分評価額, 住宅免税点未満額, 住宅既控除額, 住宅今回控除額, 住宅既住宅控除額, 住宅今回住宅控除額, 住宅課税標準額, 住宅算出税額, 住宅既税額減額, 住宅今回税額減額, 住宅確定税額, 住宅差引減額, 住宅控除減額事由1, 住宅控除額1, 住宅減額事由1, 住宅控除税額減額1, 住宅控除減額事由2, 住宅控除額2, 住宅減額事由2, 住宅控除税額減額2, 住宅控除減額事由3, 住宅控除額3, 住宅減額事由3, 住宅控除税額減額3, 住宅控除減額事由4, 住宅控除額4, 住宅減額事由4, 住宅控除税額減額4,住宅外情報, 住宅外税率, 住宅外取得分評価額, 住宅外免税点未満額, 住宅外既控除額, 住宅外今回控除額, 住宅外課税標準額, 住宅外算出税額, 住宅外既税額減額, 住宅外今回税額減額, 住宅外確定税額, 住宅外差引減額, 住宅外控除減額事由1, 住宅外控除額1, 住宅外減額事由1, 住宅外控除税額減額1, 住宅外控除減額事由2, 住宅外控除額2, 住宅外減額事由2, 住宅外控除税額減額2, 住宅外控除減額事由3, 住宅外控除額3, 住宅外減額事由3, 住宅外控除税額減額3, 住宅外控除減額事由4, 住宅外控除額4, 住宅外減額事由4, 住宅外控除税額減額4,事前減額フラグ,減額申請年月日,地積合計,住宅面積合計,住宅以外面積合計,強制修正先通番

(不動産納税者マスタ)

県税事務所コード,納税者番号,取得区分,取得者区分,持分分子,持分分母,登録年月日,県評価分市町村通知書送付区分,同人寄せチェック区分,中間登記送付区分,申告書はがき送付区分,大口お知らせ通知書送付区分,連帯義務番号,前所有者氏名漢字,資料収集用備考,調定トラン件数,調定ワーク件数,調定計算済フラグ,登録区分,共有者数,納通再発行フラグ,提出期限,課税台帳送付区分,資料NO,旧納税通知書番号

(不動産納税者ワーク)

県税事務所コード,納税者番号,氏名名称カナ,氏名名称漢字,組織区分コード,表示位置コード,郵便番号1,郵便番号2,都道府県コード,市町村コード,町字コード,丁目コード,番地漢字,方書漢字,取得区分,取得者区分,持分分子,持分分母,連帯義務番号,前所有者氏名漢字,資料収集用備考,共有者数,修正済みフラグ,氏名エラーフラグ,住所エラーフラグ,住所具体名,資料NO,共通番号(個人番号),個人法人区分

(不動産納税者履歴マスタ)

県税事務所コード,納税者番号,履歴通番,あて名番号,税目コード,検索用カナキー,検索用漢字キー,氏名名称カナ,氏名名称漢字,組織区分コード,表示位置コード,郵便番号1,郵便番号2,都道府県コード,市町村コード,町字コード,丁目コード,番地漢字,方書漢字,生年月日,検索用電話番号,電話番号,還付先金融機関コード,還付先支店コード,還付先預金種別,還付先口座番号,還付先口座名義,送付先フラグ,送付先名称カナ,送付先名称漢字,送付先組織区分コード,送付先表示位置コード,送付先郵便番号1,送付先郵便番号2,送付先都道府県コード,送付先市町村コード,送付先町字コード,送付先丁目コード,送付先番地漢字,送付先方書漢字,代表者名,履歴件数,特定納税者フラグ,メッセージ欄,取得区分,取得者区分,持分分子,持分分母,登録年月日,県評価分市町村通知書送付区分,同人寄せチェック区分,中間登記送付区分,申告書はがき送付区分,大口お知らせ通知書送付区分,連帯義務番号,前所有者氏名漢字,資料収集用備考,調定トラン件数,調定ワーク件数,調定計算済フラグ,登録区分,共有者数,納通再発行フラグ,提出期限,課税台帳送付区分,資料NO,旧納税通知書番号

(不動産物件マスタ)

県税事務所コード,納税者番号,物件連番,土地家屋区分,調査年月日,取得原因,登記番号,登記年月日,取得年月日,新築年月日,地目コード,実調承継家屋用途コード,準拠家屋用途コード,承継家屋構造コード,原始家屋構造コード,家屋屋根コード,地上階数,地下階数,地積,延床面積,一階床面積,住宅部面積,既存部面積,物件所在地コード,物件所在地,物件具体名,再建築費評点数,評点一点単価,調整率,補正率1,補正率2,固定資産評価額,土地評価額,住宅部評価額,住宅部外評価額,土地平方メートル単価,家屋平方メートル単価,転用許可年月日,物件持分分子,物件持分分母,家屋番号,登記所番号,住宅区分,受付番号,受付年月日,棟番号,戸数,共同住宅専有面積1,共同住宅共有面積1,共同住宅区分1,共同住宅区画数1,共同住宅専有面積2,共同住宅共有面積2,共同住宅区分2,共同住宅区画数2,共同住宅専有面積3,共同住宅共有面積3,共同住宅区分3,共同住宅区画数3,共同住宅専有面積4,共同住宅共有面積4,共同住宅区分4,共同住宅区画数4,共同住宅専有面積5,共同住宅共有面積5,共同住宅区分5,共同住宅区画数5,共同住宅専有面積6,共同住宅共有面積6,共同住宅区分6,共同住宅区画数6,共同住宅専有面積7,共同住宅共有面積7,共同住宅区分7,共同住宅区画数7,共同住宅専有面積8,共同住宅共有面積8,共同住宅区分8,共同住宅区画数8,共同住宅専有面積9,共同住宅共有面積9,共同住宅区分9,共同住宅区画数9,共同住宅専有面積

(不動産物件ワーク)

県税事務所コード,納税者番号,物件ワーク連番,土地家屋区分,和暦調査年月日,取得原因,登記番号,和暦登記年月日,和暦取得年月日,和暦新築年月日,地目コード,実調承継家屋用途コード,準拠家屋用途コード,承継家屋構造コード,原始家屋構造コード,家屋屋根コード,地上階数,地下階数,地積,延床面積,一階床面積,住宅部面積,既存部面積,物件所在地コード,物件所在地,物件具体名,再建築費評点数,評点一点単価,調整率,補正率1,補正率2,固定資産評価額,土地部評価額,住宅部評価額,住宅部外評価額,土地平方メートル単価,家屋平方メートル単価,和暦転用許可年月日,物件持分分子,物件持分分母,家屋番号,登記所番号,修正済みフラグ,住宅区分,受付番号,受付年月日,棟番号,戸数,共同住宅専有面積1,共同住宅共有面積1,共同住宅区分1,共同住宅区画数1,共同住宅専有面積2,共同住宅共有面積2,共同住宅区分2,共同住宅区画数2,共同住宅専有面積3,共同住宅共有面積3,共同住宅区分3,共同住宅区画数3,共同住宅専有面積4,共同住宅共有面積4,共同住宅区分4,共同住宅区画数4,共同住宅専有面積5,共同住宅共有面積5,共同住宅区分5,共同住宅区画数5,共同住宅専有面積6,共同住宅共有面積6,共同住宅区分6,共同住宅区画数6,共同住宅専有面積7,共同住宅共有面積7,共同住宅区分7,共同住宅区画数7,共同住宅専有面積8,共同住宅共有面積8,共同住宅区分8,共同住宅区画数8,共同住宅専有面積9,共同住宅共有面積9,共同住宅区分9,共同住宅区画数9,共同住宅専有面積10,共同住宅共有面積10,共同住宅区分10,共同住宅区画数10,共同住宅専有部分面積合計,共同住宅共有部分面積合計

<<自動車税>>

(自動車車両マスタ)

車両番号,車両番号通番,納税者番号,納税者履歴通番,登録番号,登録番号画面,作成区分コード,登録区分コード,登録年月日,当初登録年月日,基準車台番号,基準登録番号,納税義務者コード,所使不同一フラグ,所有権解除年月日,転出抹消コード,転出抹消年月日,営自区分コード,税率判定ナンバー,自動車税税率コード,翌年度税率コード,車検有効期限,定置場住所コード,減額事由コード,自軽区分コード,低燃費区分コード,グリーン化特例コード,翌年度グリーン化特例コード,年度年,登録対応年月日,賦課情報変更年月日,自動車税課税コード,翌年度課税コード,自税課税区分適用年月,バス区分,自動車税標準税率,翌年度自動車税標準税率,自動車税月割月数,自動車税年税率,積雪軽減コード,取得税課税コード,取得税課税標準額,取得税税率コード,取得税税率,所有者氏名カナ,所有者氏名漢字,所有者組織区分コード,所有者表示位置コード,所有者郵便番号,所有者住所コード,所有者番地,所有者方書,使用者氏名カナ,使用者氏名漢字,使用者組織区分コード,使用者表示位置コード,使用者郵便番号,使用者住所コード,使用者番地,使用者方書,業務種別コード,処理年月日,時刻,登録番号A,登録番号B,車台番号A,車台番号B,申請年月日,有効期間満了日,初度登録年月,用途コードA,用途コードB,型式指定番号,類別区分番号,形状コード,定員区分,定員1,定員2,排気量種別,排気量,実際の排気量,積載量1,積載量2,車両重量,車両長さ,車両幅,車両高さ,燃料コード,塗色コード,排出ガス適合コード,型式コード,型式,原動機型式識別コード,原動機型式,所有者コード,メーカー

コード,車名,更新ビット(A),更新ビット(B),更新ビット(C),更新ビット(D),状態ビット(A),状態ビット(B),状態ビット(C),状態ビット(D),状態ビット(E),状態ビット(F),車名コード,法人普通名詞修正済みフラグ,グリーン化税制軽減対象区分,字書ファイル突合エラーフラグ,改造車の前類別区分番号,後日修正先履歴通番,申告一申告年月日,申告一OCR装置番号,申告一OCR通過番号,申告一突合年月日,申告一登録番号,申告一登録番号通番,申告一申告区分コード,申告一取得原因コード,申告一自動車税課税区分コード,申告一取得税課税区分コード,申告一登録年月日,申告一方書,申告一生年月日,申告一電話番号,申告一営自区分コード,申告一取得価格一車両本体,申告一取得価格一付加物,申告一課税標準額,申告一取得税一税率,申告一取得税一税額,申告一低燃費車特例コード,申告一低公害車特例コード,申告一自動車税一月割月数,申告一自動車税一税額,申告一税額の合計,申告一グリーン化特例コード,申告一取得前の用途コード,申告一所有形態コード,申告一自動車税課税コード,申告一取得税課税コード,申告一自動車税税率コード,申告一納税義務者コード,申告一カードナンバー,申告一取得税税率コード,申告一当初申告年月日,申告一当初通番,申告一延滞金証紙収入額,申告一OCRフラグ,申告一項目エラーフラグ,身体障害者等番号,身障減免申請年月日,随時課税対象年月日,随時課税対象フラグ,販売店番号

(自動車車両履歴マスタ)

自動車車両マスタと同様のレイアウト

(自動車納税者マスタ)

納税者番号,登録番号,登録番号画面,納税義務者コード,還付口座振替フラグ,市町村県税コード,身体障害者等番号,作成区分コード,登録区分コード,登録年月日,随時課税対象年月日,職権抹消フラグ,入力県税事務所コード,納税証明書発行禁止入力県税,納税証明書発行禁止コード,口座振替フラグ

(自動車納税者履歴マスタ)

ファイル識別コード,取消フラグ,登録タイムスタンプ,更新タイムスタンプ,オペレータID,更新プログラムID,前回更新プログラムID,前々回更新プログラムID,税目コード,納税者番号,履歴通番,県税事務所コード,あて名番号,検索性カナキー,検索性漢字キー,氏名・名称カナ,氏名・名称漢字,組織区分コード,表示位置コード,郵便番号1,郵便番号2,都道府県コード,市町村コード,町字コード,丁目コード,番地漢字,方書漢字,還付先金融機関コード,還付先支店コード,還付先預金種別,還付先口座番号,還付先口座名義,送付先フラグ,送付先名称カナ,送付先名称漢字,送付先組織区分コード,送付先表示位置コード,送付先郵便番号1,送付先郵便番号2,送付先都道府県コード,送付先市町村コード,送付先町字コード,送付先丁目コード,送付先番地漢字,送付先方書漢字,代表者名,生年月日,検索性電話番号,電話番号,特定納税者フラグ,メッセージ欄,登録番号,登録番号画面,納税義務者コード,還付口座振替フラグ,市町村県税コード,身体障害者等番号,作成区分コード,登録区分コード,登録年月日,随時課税対象年月日,職権抹消フラグ,入力県税事務所コード,納税証明書発行禁止入力県税,納税証明書発行禁止コード,口座振替フラグ

(自動車身体障害者等マスタ)

身体障害者等番号,申請年月日,身障番号削除フラグ,車両番号,登録番号,登録番号画面,登録番号有効フラグ,手帳区分コード,手帳交付番号,手帳交付年月日,障害等級コード,手帳等級コード,障害名コード,使用目的コード,運転区分コード,検索性カナキー,検索性漢字キー,氏名名称カナ,氏名名称漢字,郵便番号1,郵便番号2,都道府県コード,市町村コード,町字コード,丁目コード,番地漢字,方書漢字,生年月日,電話番号,継続申請対象年度,継続申請登録番号,継続申請書発付フラグ,継続申請書発付回数,継続申請書回答フラグ,継続申請承認フラグ,身障減免取消理由コード,バーコード,調査区分,決定書発付フラグ

(自動車申告書軽以外ラン)

申告年月日,OCR装置番号,OCR通過番号,突合年月日,証紙収納計器日計-X,証紙収納計器日計-9,登録番号,登録番号通番,申告区分コード-X,取得原因コード-X,取得原因コード-9,自動車税課税区分コード-X,自動車税課税区分コード-9,取得税課税区分コード-X,取得税課税区分コード-9,旧登録番号-X,登録年月日-X,登録年月日-9,方書,生年月日-X,生年月日-9,電話番号,営自区分コード-X,営自区分コード-9,取得価格一車両本体-X,取得価格一車両本体-9,取得価格一付加物-X,取得価格一付加物-9,課税標準額-X,課税標準額-9,取得税一税率-X,取得税一税率-9,取得税一税額-X,取得税一税額-9,低燃費車特例コード-X,低燃費車特例コード-9,低公害車特例コード-X,低公害車特例コード-9,自動車税月割月数-X,自動車税月割月数-9,自動車税一税額-X,自動車税一税額-9,税額の合計-X,税額の合計-9,グリーン化特例コード-X,取得前の用途コード-X,取得前の用途コード-9,所有形態コード-X,所有形態コード-9,自動車税課税コード-X,自動車税課税コード-9,取得税課税コード-X,取得税課税コード-9,自動車税税率コード-X,自動車税税率コード-9,納税義務者コード-X,納税義務者コード-9,カードナンバー-X,カードナンバー-9,マイナンバー,個人法人区分,取得税税率コード,当初申告年月日,当初通番,延滞金証紙収入額,証紙未納額,OCRフラグ,項目エラーフラグ,項目エラー税目コード,項目エラーコード1,項目エラーコード2,項目エラーコード3,項目エラーコード4,申告書チェック済フラグ,集計表作成済フラグ,突合エラーフラグー分配,突合エラーフラグー身障,日計一致後削除フラグ,分配一処理年月日,分配一分配連番

(自動車申告書軽四ラン)

OCR装置番号,OCR通過番号,突合年月日,証紙収納計器日計-X,証紙収納計器日計-9,登録番号,登録番号通番,申告区分コード-X,取得原因コード-X,取得原因コード-9,取得税課税区分コード-X,取得税課税区分コード-9,旧登録番号-X,登録年月日-X,登録年月日-9,取得価格一車両本体-X,取得価格一車両本体-9,取得価格一付加物-X,取得価格一付加物-9,課税標準額-X,課税標準額-9,取得税一税率-X,取得税一税率-9,取得税一税額-X,取得税一税額-9,低燃費車特例コード-X,低燃費車特例コード-9,低公害車特例コード-X,低公害車特例コード-9,税額の合計-X,税額の合計-9,所有形態コード-X,所有形態コード-9,取得税課税コード-X,取得税課税コード-9,取得税税率コード,カードナンバー-X,カードナンバー-9,当初申告年月日,当初通番,延滞金証紙収入額,日計一致_取得税納付税額,証紙未納額,OCRフラグ,項目エラーフラグ,日計チェック済フラグ,日計一致後削除フラグ,

(自動車分配ラン)

処理年月日,分配連番,登録番号,登録番号通番,作成区分コード,登録区分コード,業務種別コード,処理時刻,処理時刻M秒,登録番号A,登録番号B,車台番号A,車台番号B,申請年月日,有効期間満了年月日,初度登録年月,用途コードA,用途コードB,諸元型式指定番号コード,諸元類別区分番号コード,形状コード,定員区分コード,定員1,定員2,排気量種別コード,排気量,積載量1,積載量2,車両重量,車両長さ,車両幅,車両高さ,燃料コード,塗色コード,排出ガス適合コード,型式コード,型式,原動機型式識別コード,原動機型式,所有者コード,使用の本拠都道府県コード,使用の本拠市郡区コード,使用の本拠町大字コード,使用の本拠小字コード,使用の本拠丁目,使用の本拠番地,所有者住所都道府県コード,所有者住所市町村コード,所有者住所町字コード,所有者住所丁目コード,所有者住所番地,所有者住所力ナ桁数,所有者住所具体名力ナ,所有者氏名力ナ桁数,所有者氏名具体名力ナ,使用者住所都道府県コード,使用者住所市町村コード,使用者住所町字コード,使用者住所丁目コード,使用者住所番地,使用者住所力ナ桁数,使用者住所具体名力ナ,使用者氏名力ナ桁数,使用者氏名具体名力ナ,メーカーコード,車名,更新ビットA,更新ビットB,更新ビットC,更新ビットD,状態ビットA,状態ビットB,状態ビットC,状態ビットD,状態ビットE,状態ビットF,所有者住所漢字桁数,所有者住所具体名漢字,所有者氏名漢字桁数,所有者氏名具体名漢字,使用者住所漢字桁数,使用者住所具体名漢字,使用者氏名漢字桁数,使用者氏名具体名漢字,車名コード,改造車の前類別区分番号,法人普通名詞修正済みフラグ,グリーン化税制軽課対象区分,字書ファイル突合エラーフラグ,キー登録番号,キー申請年月日,キー車台番号下3桁,キー同日通番,キー時刻,車両番号,納税者番号,基準車台番号,基準登録番号,最新登録番号,翻訳登録番号A,翻訳登録番号B,納税義務者コード,所使不同一フラグ,所有権解除年月日,転出抹消コード,転出抹消年月日,営自区分コード,自動車税税率コード,減額事由コード,自軽区分コード,グリーン化特例コード,低燃費区分コード,税率判定ナンバー,自動車税課税コード,翌年度課税コード,自動車税標準税率,取得税課税コード,取得税課税標準額,取得税税率コード,所有者県税事務所コード,所有者郵便番号,所有者氏名力ナ,所有者氏名漢字,所有者組織区分コード,所有者表示位置コード,所有者番地力ナ,所有者番地漢字,所有者方書力ナ,所有者方書漢字,所有者電話番号,使用者県税事務所コード,使用者郵便番号,使用者氏名力ナ,使用者氏名漢字,使用者組織区分コード,使用者表示位置コード,使用者番地力ナ,使用者番地漢字,使用者方書力ナ,使用者方書漢字,使用者電話番号,本拠一郵便番号,本拠一自治省都道府県コード,本拠一自治省市町村コード,本拠一自治省町字コード,本拠一自治省丁目コード,所有者住所番地力ナ翻訳,所有者氏名力ナ翻訳,使用者住所番地力ナ翻訳,使用者氏名力ナ翻訳,後日修正先区分コード,

後日修正先登録番号,後日修正先分配通番,後日修正先履歴通番,分配エラー税目コード,分配エラーコード1,分配エラーコード2,分配エラーコード3,分配エラーコード4,分配エラーコード5,申告一申告年月日,申告一OCR装置番号,申告一OCR通過番号,申告一突合年月日,申告一証紙収納計器日計,申告一登録番号,申告一登録番号通番,申告一申告区分コード,申告一取得原因コード,申告一自動車税課税区分コード,申告一取得税課税区分コード,申告一登録年月日,申告一方書,申告一出生年月日,申告一電話番号,申告一営自区分コード,申告一取得価格一車両本体,申告一取得価格一付加物,申告一課税標準額,申告一取得税一税率,申告一取得税一税額,申告一低燃費車特例コード,申告一低公害車特例コード,申告一自動車税月割月数,申告一自動車税一税額,申告一税額の合計,申告一取得前の用途コード,申告一所有形態コード,申告一自動車税課税コード,申告一取得税課税コード,申告一自動車税税率コード,申告一納税義務者コード,申告一カードナンバー,申告一当初申告年月日,申告一当初通番,申告一証紙未納額,申告一OCRフラグ,申告一項目エラーフラグ,申告一項目エラー税目コード,申告一項目エラーコード1,申告一項目エラーコード2,申告一項目エラーコード3,申告一項目エラーコード4,申告一申告書チェック済フラグ,申告一集計表作成済フラグ,申告一突合エラーフラグー分配,申告一突合エラーフラグー身障,申告一日計一致後削除フラグ

区分コード,申告一取得原因コード,申告一自動車税課税区分コード,申告一取得税課税区分コード,申告一登録年月日,申告一方書,申告一出生年月日,申告一電話番号,申告一営自区分コード,申告一取得価格一車両本体,申告一取得価格一付加物,申告一課税標準額,申告一取得税一税率,申告一取得税一税額,申告一低燃費車特例コード,申告一低公害車特例コード,申告一自動車税月割月数,申告一自動車税一税額,申告一税額の合計,申告一取得前の用途コード,申告一所有形態コード,申告一自動車税課税コード,申告一取得税課税コード,申告一自動車税税率コード,申告一納税義務者コード,申告一カードナンバー,申告一当初申告年月日,申告一当初通番,申告一証紙未納額,申告一OCRフラグ,申告一項目エラーフラグ,申告一項目エラー税目コード,申告一項目エラーコード1,申告一項目エラーコード2,申告一項目エラーコード3,申告一項目エラーコード4,申告一申告書チェック済フラグ,申告一集計表作成済フラグ,申告一突合エラーフラグー分配,申告一突合エラーフラグー身障,申告一日計一致後削除フラグ

(自動車調定トラン)

納税者番号,期別,調定通番,税目コード,登録番号,登録番号画面,車両番号,車両番号通番,作成年月日,自動車税課税コード,賦課コード,調定事由コード,減額事由コード,作成区分コード,登録区分コード,登録年月日,随時課税対象年月日,増額月割月数,減額月割月数,減額対象年税額,減額月割課税額,取消減額調定フラグ,取消減額事由コード,予納区分コード,更正決定区分コード,更正年月日,車検有効期限,徴収区分コード,証紙未納フラグ,証紙未納額,現年課税保留額,課税保留区分コード,課税保留処理年月日,課税保留判定基準区分コード,課税保留経緯コード,課税保留判定基準年月日,課税保留調査年月日,課税保留調査者氏及び職名,課税保留所有者の所在等コード,課税保留使用者の所在等コード,課税保留自動車の所在コード,課税保留残債有無フラグ,課税保留事由発生日,課税保留判定資料コード,課税保留その他資料コード,課税保留前月末調定額,課税保留訂正後調定額,課税保留決裁日,課税復活基準年月日,課税復活事由,申告一申告年月日,申告一OCR装置番号,申告一OCR通過番号,申告一登録番号通番,申告一申告区分コード,申告一取得原因コード,申告一自動車税課税区分コード,申告一取得税課税区分コード,申告一登録年月日,申告一営自区分コード,申告一取得価格一車両本体,申告一取得価格一付加物,申告一課税標準額,申告一取得税一税率,申告一取得税一税額,申告一低燃費車特例コード,申告一低公害車特例コード,申告一自動車税一税額,申告一税額の合計,申告一取得前の用途コード,申告一所有形態コード,申告一自動車税課税コード,申告一取得税課税コード,申告一自動車税税率コード,申告一当初申告年月日,申告一当初通番,申告一延滞金証紙収入額,自動車税標準税率,自動車税年税率,自動車税月割月数,積雪軽減コード,自動車税年税額,取得税課税コード,取得税課税標準額,取得税税率コード,取得税税率,取得税納付税額,自軽区分コード,営自区分コード,税率判定ナンバー,グリーン化特例コード,低燃費区分コード,自動車税税率コード,新中区分コード,車名,車台番号,燃料コード,排出ガス適合コード,所有者コード,後日修正先履歴通番,市町村県税コード,過少申告加算金通常分対象税額,過少申告加算金通常分割合,過少申告加算金加重分対象税額,過少申告加算金加重分割合,不申告加算金対象税額,不申告加算金割合,重加算金対象税額,重加算割合,定期賦課あて名番号,定期賦課大口コード,定期賦課口振コード,定期賦課一連番号,=K11,身障減免年度,身障減免申請年月日

(自動車予納トラン)

車両番号,車両番号通番,登録番号,納税者番号,予納区分コード,抜取エラーフラグ,入力県税事務所コード,予納納付年月日,予納転出抹消年月日

(自動車用途減免トラン)

車両番号,車両番号通番,県税事務所コード,県税事務所一連番号,登録番号,納税者番号,用途減免申請区分コード,承認フラグ,入力県税事務所コード

(自動車統計自動車税マスタ)

年月,賦課コード,納税者番号,期別,調定通番,車両番号,車両番号通番,県税事務所コード,自動車税集計コード,調定事由コード,営自区分コード,税率判定ナンバー,自動車税税率コード,減額事由コード,自動車税課税コード,徴収区分コード,登録区分コード,業務種別コード,燃料コード,グリーン化特例コード,登録番号,自動車税標準税率,積雪軽減コード,自動車税年税率,自動車税月割月数,身体障害者等整理番号,手帳等級コード,障害名コード,運転区分コード,手帳区分コード,減免集計区分,調定件数一全額,調定件数一部増減,調定税額,グリーン化税制軽減対象区分,本税歳出還付減額額

(自動車統計取得税マスタ)

年月,納税者番号,期別,調定通番,自軽区分コード,車両番号,車両番号通番,県税事務所コード,低燃費区分コード,取得税税率コード,営自区分コード,新中区分コード,取得税集計コード,取得税課税コード,登録区分コード,業務種別コード,グリーン化特例コード,登録番号,身体障害者等整理番号,手帳等級コード,障害名コード,運転区分コード,手帳区分コード,調定件数,調定税額,課税標準額,過少申告加算金,不申告加算金,重加算金,外国車コード,調定事由コード,減額事由コード,徴収区分コード,法定納期限,指定納期限

(自動車職権抹消トラン)

職権抹消一連番号,車両番号,納税者番号,登録番号,車台番号,所有者氏名漢字,所有者組織区分コード,所有者表示位置コード,所有者郵便番号,所有者住所コード,所有者番地,所有者方書,職権抹消確定フラグ

(自動車取得税課税標準額テーブル)

データ区分コード,登録番号,メーカーコード,車種区分,具体名1コード,認定型式,類別区分番号,課税標準基準額,中古車用グルーピング時基準額,自家用税額1,自家用税額2,自家用税額3,営業用税額1,営業用税額2,営業用税額3,一覧表ページ,メーカー名称,車名具体名1,車名具体名2-1,車名具体名2-2,仕様1,仕様2,仕様3,仕様4,仕様5,備考1-1,備考1-2,備考2,備考3,自家用耐用年数,営業用耐用年数,排気量,積載量一定量又は最小,積載量一最大,定員一大人,定員一小人,社内型式,センター予約領域1,センター予約領域2,センター予約領域3,センター予約領域4,低燃費軽減課税標準基準額,低燃費軽減税額一自家用,低燃費軽減税額一営業用

(自動車商品中古車トラン)

車両番号,車両番号通番,納税者番号,あて名番号,登録番号,編集フラグ,承認フラグ,申請フラグ,車台番号

(自動車口座引渡トラン)

納税者番号,送付先名称カナ,送付先名称漢字,送付先組織区分コード,送付先表示位置コード,送付先郵便番号1,送付先郵便番号2,送付先都道府県コード,送付先市町村コード,送付先町字コード,送付先丁目コード,送付先番地漢字,送付先方書漢字

(自動車一括納付者マスタ)

あて名番号,入力県税事務所コード,登録年月日,削除年月日

(自動車一括納付車両トラン)

あて名番号,車両番号,車両番号通番,登録番号,車台番号,納税義務者コード,納税者番号,定期賦課一括納付コード,定期賦課一連番号,現年当初調定額,法定納期限,一括納付済フラグ,領収年月日

<<免税軽油>>

(免軽機械マスタ)

県税事務所コード,使用者番号,連番,機械連番,所在地,機械名称,所有者,型式,軸馬力,燃焼方式コード,燃焼方式,用途コード,用途,当初登録年月日,記載年月日,抹消年月日

(免軽共有者マスタ)

県税事務所コード,使用者番号,連番,検索用カナキー,検索用漢字キー,組織区分,表示位置区分,名称カナ,名称漢字,担当者,郵便番号1,郵便番号2,住所都道府県コード,住所市町村コード,住所町字コード,住所丁目コード,地番,方書,電話番号,備考

(免軽使用代表者マスタ)

県税事務所コード,使用者番号,業種区分,検索用カナキー,検索用漢字キー,組織区分,表示位置区分,名称カナ,名称漢字,担当者,郵便番号1,郵便番号

(免軽所要量算定明細)

県税事務所コード,使用者番号,使用者有効期間開始年月日,連番,共有者連番,機械連番,算定区分,算定基準値,アール当り消費量,平方メートル当り消費量,時間当り消費量,一日当り消費量,稼働見込時間,稼働見込日数,稼働率,算定基礎面積,土砂等処理数量,見込数量

(免税証マスタ)

免税証番号,県税事務所コード,使用者番号,使用者証有効期間開始年月日,連番,免税証有効期間開始年月日,免税証有効期間終了年月日,販売業者番号,業種区分,券種コード,回収区分,回収年月日,回収都道府県コード,回収県税事務所コード,回収対象行為期別,回収特徴者番号,回収通番,交換元フラグ,交換先フラグ,他県発行フラグ,他県発行免税証番号開始,他県発行免税証番号終了,他県発行免税証枚数,他県発行使用者番号,発送先名称

(免税証発行マスタ)

県税事務所コード,使用者番号,使用者有効期間開始年月日,連番,免税証有効期間開始年月日,免税証有効期間終了年月日,申請年月日,交付量,期首在庫量,購入量,消費量,期末在庫量,過不足数量,算定方法,使用見込数量,交付決定数量,販売業者番号1,一万L券発行枚数1,五千L券発行枚数1,千L券発行枚数1,五百L券発行枚数1,二百L券発行枚数1,百L券発行枚数1,五十L券発行枚数1,二十L券発行枚数1,十L券発行枚数1,五L券発行枚数1,一L券発行枚数1,枚数合計1,リットル数合計1,販売業者番号2,一万L券発行枚数2,五千L券発行枚数2,千L券発行枚数2,五百L券発行枚数2,二百L券発行枚数2,百L券発行枚数2,五十L券発行枚数2,二十L券発行枚数2,十L券発行枚数2,五L券発行枚数2,一L券発行枚数2,枚数合計2,リットル数合計2,販売業者番号3,一万L券発行枚数3,五千L券発行枚数3,千L券発行枚数3,五百L券発行枚数3,二百L券発行枚数3,百L券発行枚数3,五十L券発行枚数3,二十L券発行枚数3,十L券発行枚数3,五L券発行枚数3,一L券発行枚数3,枚数合計3,リットル数合計3,販売業者番号4,一万L券発行枚数4,五千L券発行枚数4,千L券発行枚数4,五百L券発行枚数4,二百L券発行枚数4,百L券発行枚数4,五十L券発行枚数4,二十L券発行枚数4,十L券発行枚数4,五L券発行枚数4,一L券発行枚数4,枚数合計4,リットル数合計4,販売業者番号5,一万L券発行枚数5,五千L券発行枚数5,千L券発行枚数5,五百L券発行枚数5,二百L券発行枚数5,百L券発行枚数5,五十L券発行枚数5,二十L券発行枚数5,十L券発行枚数5,五L券発行枚数5,一L券発行枚数5,枚数合計5,リットル数合計5,伺書発行済フラグ,免税証発行済フラグ,決裁日,交換フラグ

(軽油納税者マスタ)

納税者番号,県税事務所コード,登録日,登録事由コード,業者区分コード,屋号,課税地組織区分,課税地表示位置区分,課税地漢字名称,課税地代表者,課税地郵便番号1,課税地郵便番号2,課税地住所都道府県コード,課税地住所市町村コード,課税地住所町字コード,課税地住所丁目コード,課税地番地,課税地方書,課税地電話番号,その他組織区分,その他表示位置区分,その他漢字名称,その他代表者,その他郵便番号1,その他郵便番号2,その他住所都道府県コード,その他住所市町村コード,その他住所町字コード,その他住所丁目コード,その他番地,その他方書,その他電話番号,送付先コード,通常申告フラグ,委任払いフラグ,事業所数,開始年月日,変更年月日,再登録年月日,休業期間開始,休業期間終了,消除年月日,消除事由コード,指定県コード,指定年月日,元売事業者番号1,元売事業者番号2,元売事業者番号3,仮特約取消年月日,仮特約取消事由コード,特約取消年月日,特約取消事由コード,旧登録事由コード,使用者番号1,使用者番号2,使用者番号3,使用者番号4,使用者番号5,備考

(軽油納税者履歴マスタ)

県税事務所コード,納税者番号,履歴通番,変更年月日,変更項目名,変更内容英数字,変更内容漢字

(事務所マスタ)

納税者番号,通番,県税事務所コード,事業者番号,名称,所在地,開始年月日,廃止年月日,貯蔵設備フラグ,タンク容量

(軽油調定トラン)

納税者番号,期別,調定通番,調定事由,県税事務所コード,申告年月日,調定年度,調定年月日,法定納期限,更正決定事由,更正請求年月日,通知年月日,納入数量,納入課税対象外01,納入課税対象外02,納入課税対象外03,納入免税証,納入合衆国等,納入課税対象外計,納入差引計,納入欠減率,納入欠減量,納入再差引計,納入税率,納入税額,納付特約等販売数量,納付特約等控除分,納付特約等差引計,納付販売業者販売数量,納付販売業者控除分,納付販売業者差引計,納付自動車消費数量,納付自動車控除分,納付自動車差引計,納付消滅所有数量,納付消滅控除分,納付消滅差引計,納付自己消費消費数量,納付自己消費控除分,納付自己消費差引計,納付譲渡数量,納付用途外消費数量,納付製造消費譲渡数量,納付製造控除分,納付製造差引計,納付輸入数量,納付合計数量,納付税率,納付税額,普通徴収数量,普通徴収税率,普通徴収税額,調定額累計,通常分過少申告対象税額,通常分過少申告税額,加重分過少申告対象税額,加重分過少申告税額,過少申告割合,過少申告対象税額,過少申告税額,不申告割合,不申告対象税額,不申告税額,重加算金割合,重加算金対象税額,重加算金税額,申告区分大分類1,申告区分大分類2,強制修正フラグ,強制修正対象調定通番,調定済フラグ,報償金フラグ,既確定フラグ

(軽油調定明細トラン)

納税者番号,対象行為年月開始,対象行為年月終了,調定明細通番,期別,調定通番,調定事由,県税事務所コード,申告年月日,調定年月日,更正決定事由,更正請求年月日,通知年月日,過少申告加算金割合1,過少申告加算金対象税額1,過少申告加算金計算額1,過少申告加算金通常分1,過少申告加算金加重分1,不申告加算金割合1,不申告加算金対象税額1,不申告加算金計算額1,重加算金割合1,重加算金対象税額1,重加算金計算額1,納入数量前回,納入数量今回,納入数量差引,納入課税対象外700-3前回,納入課税対象外700-3今回,納入課税対象外700-3差引,納入課税対象外700-5-1前回,納入課税対象外700-5-1今回,納入課税対象外700-5-1差引,納入課税対象外700-5-2前回,納入課税対象外700-5-2今回,納入課税対象外700-5-2差引,納入課税対象外免税証前回,納入課税対象外免税証今回,納入課税対象外免税証差引,納入課税対象外合衆国軍隊等前回,納入課税対象外合衆国軍隊等今回,納入課税対象外合衆国軍隊等差引,納入課税対象外小計前回,納入課税対象外小計今回,納入課税対象外小計差引,納入差引計前回,納入差引計今回,納入差引計差引,納入欠減率,納入欠減量前回,納入欠減量今回,納入欠減量差引,納入再差引計前回,納入再差引計今回,納入再差引計差引,納入税率,納入税額前回,納入税額今回,納入税額差引,納付特約元売販売数量前回,納付特約元売販売数量今回,納付特約元売販売数量差引,納付特約元売控除分前回,納付特約元売控除分今回,納付特約元売控除分差引,納付特約元売差引前回,納付特約元売差引今回,納付特約元売差引差引,納付販売業者販売量前回,納付販売業者販売量今回,納付販売業者販売量差引,納付販売業者控除分前回,納付販売業者控除分今回,納付販売業者控除分差引,納付販売業者差引前回,納付販売業者差引今回,納付販売業者差引差引,納付自動車消費量前回,納付自動車消費量今回,納付自動車消費量差引,納付自動車控除分前回,納付自動車控除分今回,納付自動車控除分差引,納付自動車差引前回,納付自動車差引今回,納付自動車差引差引,納付特徴義務消滅所有数量前回,納付特徴義務消滅所有数量今回,納付特徴義務消滅所有数量差引,納付特徴義務消滅控除分前回,納付特徴義務消滅控除分今回,納付特徴義務消滅控除分差引,納付特徴義務消滅差引前回,納付特徴義務消滅差引今回,納付特徴義務消滅差引差引,納付特徴者自己消費数量前回,納付特徴者自己消費数量今回,納付特徴者自己消費数量差引,納付特徴者自己控除分前回,納付特徴者自己控除分今回,納付特徴者自己控除分差引,納付特徴者自己差引前回,納付特徴者自己差引今回,納付特徴者自己差引差引,納付免税軽油譲渡数量前回,納付免税軽油譲渡数量今回,納付免税軽油譲渡数量差引,納付免税軽油用途外消費数量前回,納付免税軽油用途外消費数量今回,納付免税軽油用途外消費数量差引,納付製造輸入消費譲渡数量前回,納付製造輸入消費譲渡数量今回,納付製造輸入消費譲渡数量差引,納付製造輸入消費控除分前回,納付製造輸入消費控除分今回,納付製造輸入消費控除分差引,納付製造輸入消費差引前回,納付製造輸入消費差引今回,納付製造輸入消費差引差引,納付軽油輸入数量前回,納付軽油輸入数量今回,納付軽油輸入数量差引,納付合計数量前回,納付合計数量今回,納付合計数量差引,納付税率,納付納付合計税額差引,過少申告加算金割合2,過少申告加算金対象税額2,過少申告加算金計算額2,過少申告加算金通常分2,過少申告加算金加重分2,不申告加算金割合2,不申告加算金対象税額2,不申告加算金計算額2,重加算金割合2,重加算金対象税額2,重加算金計算額2,免税証不正受給数量,免税証不正受給税率,免税証不正受給計算額,強制修正フラグ,強制修正対象調定通番

(使用有効期間マスタ)

県税事務所コード,使用者番号,使用者有効期間開始年月日,使用者有効期間終了年月日,申請年月日,共同使用者人数,決裁日,書換有無フラグ,伺書発行済フラグ

(交付手数料管理マスタ)

県税事務所コード,使用者番号,使用者有効期間開始年月日,申請年月日,領収日

(軽油調査情報)

調査年月日,登録区分,調査対象者番号,見本品採取年月日,混和の有無,調査概要,調査の結果,課税標準数量,税額

(軽油流通事業者マスタ)

事業者番号,本店区分,統一コード,検索用カナキー,検索用漢字キー,都道府県コード,事業者・事業所カナ名称,事業者・事業所漢字名称,事業者・事業所住所漢字,事業者・事業所電話番号

(軽油流通納入元マスタ)

県税事務所コード,事業者番号,実績年月,枚数通番,カード区分,納入地事業者番号,納入数量,課税済納入数量,納入者事業者番号

(軽油流通元売マスタ)

県税事務所コード,事業者番号,実績年月,枚数通番,カード区分,元売事業者番号,元売事業者所在地,納入数量,課税

(特徴者報奨金トラン)

税目コード,県税事務所コード,登録番号,交付年月,算定基礎額合計,全体調整額,確定算定基礎額,交付率,報償金額,期別1,対象税額1,収納額1,調整額1,算定基礎額1,法定納期限1,猶予期間開始年月日1,猶予期間終了年月日1,期別2,対象税額2,収納額2,調整額2,算定基礎額2,法定納期限2,猶予期間開始年月日2,猶予期間終了年月日2,期別3,対象税額3,収納額3,調整額3,算定基礎額3,法定納期限3,猶予期間開始年月日3,猶予期間終了年月日3,期別4,対象税額4,収納額4,調整額4,算定基礎額4,法定納期限4,猶予期間開始年月日4,猶予期間終了年月日4,期別5,対象税額5,収納額5,調整額5,算定基礎額5,法定納期限5,猶予期間開始年月日5,猶予期間終了年月日5,期別6,対象税額6,収納額6,調整額6,算定基礎額6,法定納期限6,猶予期間開始年月日6,猶予期間終了年月日6,期別7,対象税額7,収納額7,調整額7,算定基礎額7,法定納期限7,猶予期間開始年月日7,猶予期間終了年月日7,期別8,対象税額8,収納額8,調整額8,算定基礎額8,法定納期限8,猶予期間開始年月日8,猶予期間終了年月日8

(特徴者報奨金明細トラン)

税目コード,県税事務所コード,登録番号,期別,調定通番,発生日,既確定税額,更正後税額,差引税額,税額残

(報告書修正用トラン)

登録番号,様式区分,県コード,法人番号,事務所番号,チェックデジット,事務所県コード,事務所税事務所コード,処理区分1,処理区分2,行為年,行為月,データ部,旧様式フラグ

<<収納管理>>

(共通調定トラン)

納税者番号,期別,申告調定事由,調定通番,県税事務所コード,税目コード,あて名番号,法人県民税現年当初調定額,法人県民税現年現在調定額,法人県民税現年収納額,法人県民税現年未納額,法人県民税現年過誤納額,法人県民税繰越当初調定額,法人県民税繰越現在調定額,法人県民税繰越収納額,法人県民税繰越未納額,法人県民税繰越過誤納額,法人県民税歳出還付可能額,法人県民税歳出還付額,法人県民税均等割現年当初調定額,法人県民税均等割現年現在調定額,法人県民税均等割現年収納額,法人県民税均等割現年未納額,法人県民税均等割現年過誤納額,法人県民税均等割繰越当初調定額,法人県民税均等割繰越現在調定額,法人県民税均等割繰越収納額,法人県民税均等割繰越未納額,法人県民税均等割繰越過誤納額,法人県民税均等割歳出還付可能額,法人県民税均等割歳出還付額,法人県民税延滞金現年当初調定額,法人県民税延滞金現年現在調定額,法人県民税延滞金現年収納額,法人県民税延滞金現年未納額,法人県民税延滞金現年過誤納額,法人県民税延滞金繰越当初調定額,法人県民税延滞金繰越現在調定額,法人県民税延滞金繰越収納額,法人県民税延滞金繰越未納額,法人県民税延滞金繰越過誤納額,法人県民税延滞金歳出還付可能額,法人県民税延滞金歳出還付額,法人県民税現年当初調定額合計,法人県民税現年現在調定額合計,法人県民税現年収納額合計,法人県民税現年未納額合計,法人県民税現年過誤納額合計,法人県民税繰越当初調定額合計,法人県民税繰越現在調定額合計,法人県民税繰越収納額合計,法人県民税繰越未納額合計,法人県民税繰越過誤納額合計,法人県民税歳出還付可能額合計,法人県民税歳出還付額合計,法人県民税完納フラグ,法人県民税完納年月日,法人県民税延滞金計算区分,法人県民税延滞金納付書発付区分,法人県民税延滞金減免区分,法人県民税督促状発付年月日,法人県民税督促状発付区分,法人県民税督促状発付対象金額,法人県民税催告状発付年月日,法人県民税催告状発付対象金額,現年当初調定額,現年現在調定額,現年収納額,現年未納額,現年過誤納額,繰越当初調定額,繰越現在調定額,繰越収納額,繰越未納額,繰越過誤納額,歳出還付可能額,歳出還付額,延滞金現年当初調定額,延滞金現年現在調定額,延滞金現年収納額,延滞金現年未納額,延滞金現年過誤納額,延滞金繰越当初調定額,延滞金繰越現在調定額,延滞金繰越収納額,延滞金繰越未納額,延滞金繰越過誤納額,延滞金歳出還付可能額,延滞金歳出還付額,過少申告加算金現年当初調定額,過少申告加算金現年現在調定額,過少申告加算金現年収納額,過少申告加算金現年未納額,過少申告加算金現年過誤納額,過少申告加算金繰越当初調定額,過少申告加算金繰越現在調定額,過少申告加算金繰越収納額,過少申告加算金繰越未納額,過少申告加算金繰越過誤納額,過少申告加算金歳出還付可能額,過少申告加算金歳出還付額,不申告加算金現年当初調定額,不申告加算金現年現在調定額,不申告加算金現年収納額,不申告加算金現年未納額,不申告加算金現年過誤納額,不申告加算金繰越当初調定額,不申告加算金繰越現在調定額,不申告加算金繰越収納額,不申告加算金繰越未納額,不申告加算金繰越過誤納額,不申告加算金歳出還付可能額,

不申告加算金歳出還付額,重加算金現年当初調定額,重加算金現年現在調定額,重加算金現年収納額,重加算金現年未納額,重加算金現年過誤納額,重加算金繰越当初調定額,重加算金繰越現在調定額,重加算金繰越収納額,重加算金繰越未納額,重加算金繰越過誤納額,重加算金歳出還付可能額,重加算金歳出還付額,法人県民税旧年度減額額,法人県民税新年度減額額,法人県民税繰越減額額,法人県民税歳出還付減額額,法人県民税均等割旧年度減額額,法人県民税均等割新年度減額額,法人県民税均等割繰越減額額,法人県民税均等割歳出還付減額額,本税旧年度減額額,本税新年度減額額,本税繰越減額額,本税歳出還付減額額,過少申告加算金旧年度減額額,過少申告加算金新年度減額額,過少申告加算金繰越減額額,過少申告加算金歳出還付減額額,不申告加算金旧年度減額額,不申告加算金新年度減額額,不申告加算金繰越減額額,不申告加算金歳出還付減額額,重加算金旧年度減額額,重加算金新年度減額額,重加算金繰越減額額,重加算金歳出還付減額額,調定年度,調定年月日,法定納期限,指定納期限,災害納期限,繰上徴収納期限,申告延長期限,法定納期限等,納期限,納税通知書発付年月日,納税通知書発付区分,完納フラグ,完納年月日,延滞金計算区分,延滞金納付書発付区分,延滞金減免区分,督促状発付年月日,督促状発付区分,督促状発付対象金額,督促状発付時徴収猶予金額,催告状発付年月日,催告状発付対象金額,納通公示送達年月日,督促状公示送達年月日,徴収猶予年月日(自),徴収猶予年月日(至),徴収猶予金額,現在徴収猶予金額,徴収猶予事由,徴取引継先事務所コード,徴収嘱託先県コード,徴収嘱託先名称,不納欠損予定日,不納欠損決議日,欠損区分,停止フラグ,繰越フラグ,既確定フラグ,調定済フラグ,仮調定フラグ,全完納フラグ,還付済フラグ,減調定フラグ,取消調定フラグ,特定納税者フラグ,督促状書状停止フラグ,催告状等書状停止フラグ,口座振替区分,口座振替金額,納期限変更区分,収納履歴最大通番,減額履歴最大通番,徴収猶予履歴最大通番,収納履歴件数,減額履歴件数,徴収猶予履歴件数,県退職年金調定額当初,県退職年金調定額現在,県超過課税調定額当初,県超過課税調定額現在,県超過課税調定額新年度減額,県超過課税調定額旧年度減額,県超過課税調定額過年度減額,事業年度終期,口座振替対象フラグ,納通住所調査フラグ,督促住所調査フラグ,法人県民税最新領収年月日,法人県民税延滞金最新領収年月日,本税最新領収年月日,延滞金最新領収年月日,過少申告加算金最新領収年月日,不申告加算金最新領収年月日,重加算金最新領収年月日,法人県民税最新収入年月日,法人県民税延滞金最新収入年月日,本税最新収入年月日,延滞金最新収入年月日,過少申告加算金最新収入年月日,不申告加算金最新収入年月日,重加算金最新収入年月日,現繰区分,法人県延調定年度,法人県延調定年月日,法人県延現繰区分,延調定年度,延調定年月日,延現繰区分,所得割現年当初調定額,所得割現年現在調定額,所得割現年収納額,所得割現年未納額,所得割現年過誤納額,所得割繰越当初調定額,所得割繰越現在調定額,所得割繰越収納額,所得割繰越未納額,所得割繰越過誤納額,所得割歳出還付可能額,所得割歳出還付額,付加価値割現年当初調定額,付加資本割現年現在調定額,資本割現年収納額,資本割現年未納額,資本割現年過誤納額,資本割繰越当初調定額,資本割繰越現在調定額,資本割繰越収納額,資本割繰越未納額,資本割繰越過誤納額,資本割歳出還付可能額,資本割歳出還付額,収入割現年当初調定額,収入割現年現在調定額,収入割現年収納額,収入割現年未納額,収入割現年過誤納額,収入割繰越当初調定額,収入割繰越現在調定額,収入割繰越収納額,収入割繰越未納額,収入割繰越過誤納額,収入割歳出還付可能額,収入割歳出還付額,所得割旧年度減額額,所得割新年度減額額,所得割繰越減額額,所得割歳出還付減額額,付加価値割旧年度減額額,付加価値割新年度減額額,付加価値割繰越減額額,付加価値割歳出還付減額額,資本割旧年度減額額,資本割新年度減額額,資本割繰越減額額,資本割歳出還付減額額,収入割旧年度減額額,収入割新年度減額額,収入割繰越減額額,収入割歳出還付減額額,徴収猶予金額1,徴収猶予

(収納履歴)

県税事務所コード,納税者番号,期別,申告調定事由,調定通番,税目コード,収納履歴通番,収納区分,税区分コード,当初納付額,納付額,領収年月日,日計年月日,金融機関コード,支店コード,会計年度,充当フラグ,収納履歴通番元,支出決議番号,受任者番号下5桁,還付金融機関コード,還付支店コード,充当元登録番号,充当元納税者番号,充当元税目コード

(過誤納ファイル)

過誤納年度,過誤納番号,税目コード,県税事務所コード,納税者番号,期別,申告調定事由,調定通番,収納履歴通番,税区分コード,減額元納税者番号,減額元期別,減額元申告調定事由,減額元調定通番,過誤納原因,過誤納発生年月日,あて名番号,当初調定額,徴収すべき額,過誤納額,領収年月日,日計年月日,歳入歳出区分,現繰区分,還付加算金,加算金計算期間自,加算金計算期間至,過誤納処理区分,調定年度,調定年月日,登録番号,支出決議予定日,加算金控除始期,加算金控除終期,今回過誤納番号,受任者番号下5桁,あて名なし還付都道府県コード,あて名なし還付市町村コード,あて名なし還付町字コード,あて名なし還付丁目コード,あて名なし還付番地漢字,あて名なし還付方書漢字,あて名なし還付氏名名称漢字,あて名なし還付金融機関コード,あて名なし還付支店コード,あて名なし還付預金種別コード,あて名なし還付口座番号,あて名なし還付口座名義人,収納区分,事業年度終期,徴収区分コード,還付額,還付加算金還付額,代納者収納額,あて名なし区分

(充当予定明細ファイル)

税目コード,県税事務所コード,納税者番号,期別,申告調定事由,調定通番,税区分コード,調定年度,調定年月日,未納額,充当額,充当保留フラグ,あて名番号,法定納期限,現在調定額,登録番号,充当適状日,事業年度終期,今回過誤納番号1,充当額1,充当適状日1,今回過誤納番号2,充当額2,充当適状日2,今回過誤納番号3,充当額3,充当適状日3,今回過誤納番号4,充当額4,充当適状日4,今回過誤納番号5,充当額5,充当適状日5,今回過誤納番号6,充当額6,充当適状日6,今回過誤納番号7,充当額7,充当適状日7,今回過誤納番号8,充当額8,充当適状日8,今回過誤納番号9,充当額9,充当適状日9,今回過誤納番号10,充当額10,充当適状日10

(消込エラーファイル)

照会修正番号,消込県税事務所コード,消込納税者番号,消込登録番号,消込税目コード,消込期別,消込申告調定事由,消込調定通番,消込車台番号,消込受任者番号下5桁,消込払込年度,消込徴収年月,消込県民税納付額小計,消込納付額小計,納付額合計,所得割納付額,付加価値割納付額,資本割納付額,収入割納付額,地方法人特別税納付額,消込払込通番,消込領収年月日,日計年月日,金融機関コード,支店コード,調定年度,現繰区分,データ区分,消込状態,県税事務所コードエラー区分,納税者番号エラー区分,税目コードエラー区分,車台番号エラー区分,受任者番号下5桁エラー区分,払込年度エラー区分,徴収年月エラー区分,期別事業年度エラー区分,申告調定事由コードエラー区分,調定通番エラー区分,法人県民税収入額エラー区分,法人事業税収入額エラー区分,領収年月日エラー区分,払込通番エラー区分,利子種別エラー区分,保留区分,グループ区分,見込用税割額,見込用均等割額,見込用事業税本税額,車種区分,カナ氏名,OCR判定区分,テープ取得年月日,見込用所得割税額,見込用付加価値割税額,見込用資本割税額,見込用収入割税額,見込用地方法人特別税額

(第三者マスタ)

第三者番号,検索用カナキー,検索用漢字キー,氏名名称カナ,氏名名称漢字,組織区分コード,表示位置コード,郵便番号1,郵便番号2,都道府県コード,市町村コード,町字コード,丁目コード,番地漢字,番地カナ,方書漢字,方書カナ,電話番号,還付先金融機関コード,還付先支店コード,還付先預金種別コード,還付先口座番号,還付先口座名義人,変更年月日,処理区分,あて名番号,作成区分,出力フラグ

(徴収猶予履歴)

納税者番号,期別,申告調定事由,調定通番,徴収猶予履歴通番,県税事務所コード,税目コード,徴収猶予額,督促状対(第三者情報ファイル)

納税者番号,期別,申告調定事由,調定通番,県税事務所コード,税目コード,第三者番号,受任日,委任状番号,処理区分,過誤納番号1,過誤納番号2,過誤納番号3,更新年月日

(配信調定トラン)

県税事務所コード,県税事務所名,納税者番号,期別,期別名,申告調定事由,申告調定事由名,調定通番,税目コード,短縮税目名,税目名,あて名番号,法人県民税現年現在調定額,法人県民税現年収納額,法人県民税現年未納額,法人県民税均等割現年現在調定額,法人県民税均等割現年収納額,法人県民税均等割現年未納額,法人県民税延滞金現年現在調定額,法人県民税延滞金現年収納額,法人県民税延滞金現年未納額,現年当初調定額,現年現在調定額,現年収納額,現年未納額,延滞金現年現在調定額,延滞金現年収納額,延滞金現年未納額,過少申告加算金現年現在調定額,過少申告加算金現年収納額,過少申告加算金現年未納額,不申告加算金現年現在調定額,不申告加算金現年収納額,不申告加算金現年未納額,重加算金現年現在調定額,重加算金現年収納額,重加算金現年未納額,調定年度,調定年月日,申告年月日,納期限,法定納期限,指定納期限,徴収猶予年月日至,現在徴収猶予対象金額,事業年度終期,法人県民税完納フラグ,完納フラグ,欠損区分,停止フラグ,既確定フラグ,調定済フラグ,仮調定フラグ,全完納フラグ,減調定フラグ,取消調定フラグ,納税証明書基準年度,車両番号,自動車税年税率,登録番号,自動車税課税コード,車検有効年月日,処分決議日,処分短縮名,滞納有無フラグ,データ種別フラグ,出力登録番号名2,所得割当初調定額,所得割現年現在調定額,所得割現年収納額,所得割現年未納額,付加価値割当初調定額,付加価値割現年現在調定額,付加価値割現年収納額,付加価値割現年未納額,資本割当初調定額,資本割現年現在調定額,資本割現年収納額,資本割現年未納額,収入割当初調定額,収入割現年現在調定額,収入割現年収納額,収入割現

(配信納税者マスタ)

県税事務所コード,納税者番号,あて名番号,税目コード,本来正式氏名名称,本来郵便番号,本来住所コード,本来画面住所,本来住所名,送付先正式氏名名称,検索用カナ3桁,送付先住所コード,送付先画面住所,送付先郵便番号,送付先住所名,電話番号,登録番号,車両番号,口座振替フラグ,自税メッセージ,発行確認中有無,本来住所一段,本来住所二段,送付先一段,送付先二段,送付先三段,送付先四段,送付先五段,送付先六段,送付先七段,入力県税名称

(配信車両登録マスタ)

車両番号,納税者番号,登録番号,出力登録番号,出力登録番号2,出力登録番号名,出力登録番号名2,最新登録番号,最新納税者番号,変更前登録番号,変更前登録番号名,転出抹消コード,転出抹消年月日,年度年,自動車税課税コード,使用者住所,正式使用者氏名,車両名,車台番号3桁,車台番号6桁,車検有効期限,車種区分,車台番号5桁

(配信あて名マスタ)

あて名番号,氏名名称漢字,画面住所,住所21,住所22,住所31,住所32,住所33,生年月日,電話番号,注意メッセージ

(発行履歴)

発行年,発行月,発行日,証明書区分,納税者番号,使用目的名,発行番号,発行枚数,県税事務所コード,備考欄発行区分,使用目的区分,車検用証明書発行区分,発行履歴連番

(部門発行履歴)(部門自動発行機履歴)

発行履歴と同様のレイアウト

(減額履歴)

納税者番号,期別,申告調定事由,調定通番,減額履歴通番,県税事務所コード,税目コード,減額元県税事務所コード,減額元納税者番号,減額元期別,減額元申告調定事由,減額元調定通番,法人県民税税割減額額,法人県民税均等割減額額,調定減額額,過少申告加算金減額額,不申告加算金減額額,重加算金減額額,新年度現年法人県民税減額額,新年度現年法人県民税均等割減額,新年度現年減額額,新年度現年過少申告加算金減額額,新年度現年不申告加算金減額額,新年度現年重加算金減額額,旧年度現年法人県民税減額額,旧年度現年法人県民税均等割減額,旧年度現年減額額,旧年度現年過少申告加算金減額額,旧年度現年不申告加算金減額額,旧年度現年重加算金減額額,繰越法人県民税減額額,繰越法人県民税均等割減額額,繰越調定減額額,繰越過少申告加算金減額額,繰越不申告加算金減額額,繰越重加算金減額額,歳出法人県民税減額額,歳出法人県民税均等割減額額,歳出調定減額額,歳出過少申告加算金減額額,歳出不申告加算金減額額,歳出重加算金減額額,減額発生年月日,減額発生事由,既確定フラグ,減額先調定年月日,減額元調定年月日,所得割調定減額額,付加価値割調定減額額,資本割調定減額額,収入割調定減額額,新年度現年所得割減額額,新年度現年付加価値割減額額,新年度現年資本割減額額,新年度現年収入割減額額,旧年度現年所得割減額額,旧年度現年付加価値割減額額,旧年度現年資本割減額額,旧年度現年収入割減額額,繰越所得割調定減額額,繰越付加価値割調定減額額,繰越資本割調定減額額,繰越収入割調定減額額,歳出所得割調定減額額,歳出付加価値割調定減額額,歳出資本割調定減額額,歳出収入割調定減額額

(自動発行機用ファイル)

登録番号,車台番号下3桁,発付区分,車検有効年月日,非課税区分,車両番号,車台番号下5桁

(延滞金履歴)

税目コード,納税者番号,期別,調定通番,申告調定事由,延滞金履歴通番,県税事務所コード,法人判定区分,調定年度,調定年月日,延滞金処理年月日,延滞金調定額,前回延滞金差額,発生元調定年月日

(領収日修正履歴)

県税事務所コード,収入日,税目コード,納税者番号,期別事業年度,申告調定事由,調定通番,領収日修正前,領収日修正後,収納額,登録番号,延滞金変更フラグ,領収日修正履歴連番

(充当情報ファイル)

過誤納年度,今回過誤納番号,過誤納番号,税目コード,県税事務所コード,あて名番号,充当先税目コード,充当先県税事務所コード,充当先納税者番号,充当先期別,充当先申告調定事由,充当先調定通番,充当先科目コード,充当額,還付加算金充当額,充当適状日,充当先本税完納日,充当先延滞金調定年月日,充当先延滞金調定額,充当先登録番号,還付支払日

(部門発行履歴オフライン)

発行年,発行月,発行日,証明書区分,納税者番号,使用目的名,発行番号,発行枚数,県税事務所コード,備考欄発行区分,使用目的区分,車検用証明書発行区分

(速報DB)

納税者番号,期別,調定通番,税目コード,小売業企業コード,収納店舗コード,収納日付,収納時間,バーコード情報,登録番号,車台番号,年度,通番,車種区分,税額

<<債権管理>>

(滞納者情報)

当初あて名番号,あて名番号,催告種別,入力県税事務所,担当者コード01,担当者コード02,担当者コード03,担当者コード04,担当者コード05,担当者コード06,担当者コード07,担当者コード08,担当者コード09,担当者コード10,担当者更新種別,更新年月日,連絡先電話番号,携帯電話番号,地図情報,勤務先名,勤務先住所,勤務先電話番号,取引先金融機関,滞納原因,滞納者ランク,注意メッセージ,相続人数,死亡年月日,折衝特記事項,折衝記録有無,市町村調査有無,電話加入権調査有無,不動産調査有無,預金等調査有無,給与調査有無,生命保険調査有無,損害保険調査有無,売掛金調査有無,家賃等調査有無,その他債権調査有無,ゴルフ会員権調査有無,株式調査有無,出資金調査有無,その他有価証券調査有無,官公庁情報

(折衝記録)

当初あて名番号,折衝年月日,折衝記録連番,あて名番号,入力県税事務所,入力担当者,折衝者名,折衝記録内容,削除保留

(相続人情報)

当初あて名番号,相続人連番,あて名番号,入力県税事務所,入力担当者,代表者区分,相続人氏名,続柄,郵便番号1,郵便番号2,都道府県コード,市町村コード,町字コード,丁目コード,番地漢字,方書漢字,電話番号,承継区分,相続割合分子,相続割合分母

(市町村調査結果)

当初あて名番号,あて名番号,調査年月日,入力県税事務所,入力担当者,本籍地一所在地,本籍地一地番,本籍地一方書,外国人登録,国籍,勤務先,年収,生活状況,死亡解散年月日,世帯人数,家族続柄01,家族氏名01,家族生年月日01,家族続柄02,家族氏名02,家族生年月日02,家族続柄03,家族氏名03,家族生年月日03,家族続柄04,家族氏名04,家族生年月日04,家族続柄05,家族氏名05,家族生年月日05,家族続柄06,家族氏名06,家族生年月日06,家族続柄07,家族氏名07,家族生年月日07,家族続柄08,家族氏名08,家族生年月日08,家族続柄09,家族氏名09,家族生年月日09,家族続柄10,家族氏名10,家族生年月日10,メモ欄1,メモ欄2,メモ欄3

(不動産調査結果)

当初あて名番号,財産種別,財産連番,あて名番号,調査年月日,入力県税事務所,入力担当者,土地建物種別,所在地一都道府県コード,所在地一市町村コード,地番,家屋番号,地目一種類,地積一床面積,構造,固定資産評価額,持分,抵当権者01,抵当権設定年月日01,抵当権設定額01,抵当権者02,抵当権設定年月日02,抵当権設定額02,抵当権者03,抵当権設定年月日03,抵当権設定額03,他機関の処分,所轄法務局,備考

(電話加入権調査結果)

当初あて名番号,財産種別,財産連番,あて名番号,調査年月日,入力県税事務所,入力担当者,電話番号,設置場所,契約者名,質権設定先,他機関の処分

(金融機関等調査結果)

当初あて名番号,財産種別,財産連番,あて名番号,調査年月日,入力県税事務所,入力担当者,金融機関本店コード,金融機関支店コード,証券会社等,取引有無,預金種別等,口座番号,預金額,満期年月日,貸付金,備考

(電話加入権調査結果)

当初あて名番号,財産種別,財産連番,あて名番号,調査年月日,入力県税事務所,入力担当者,電話番号,設置場所,契約者名,質権設定先,他機関の処分

(金融機関等調査結果)

当初あて名番号,財産種別,財産連番,あて名番号,調査年月日,入力県税事務所,入力担当者,金融機関本店コード,金融機関支店コード,証券会社等,取引有無,預金種別等,口座番号,預金額,満期年月日,貸付金,備考

(給与調査結果)

当初あて名番号,財産種別,財産連番,あて名番号,調査年月日,入力県税事務所,入力担当者,給与支給者名称,給与支給者住所,給与支給予定年月日,賞与支給予定年月日,基本給,賞与,給与計算年月,支払方法,給与等総支給額,源泉徴収所得税額,特別徴収住民税額,控除社会保険料額,親族数

(保険等調査結果)

当初あて名番号,財産種別,財産連番,あて名番号,調査年月日,入力県税事務所,入力担当者,保険会社,保険会社住所,種類一名称,記号番号,契約年月日,期間始期,期間終期,質権等有無,契約者名,被保険者名,保険金受取人

(他債権調査結果)

当初あて名番号,財産種別,財産連番,あて名番号,調査年月日,入力県税事務所,入力担当者,物件所在地,相手方名称,相手方住所

(有価証券等調査結果)

当初あて名番号,財産種別,財産連番,あて名番号,調査年月日,入力県税事務所,入力担当者,銘柄,株数一口数,相手方名称,相手方住所

(滞納整理票)

税目コード,県税事務所コード,納税者番号,期別,申告調定事由,調定通番,あて名番号,都道府県コード,市町村コード,町大字コード,丁目小字コード,調定年度,納期限,指定納期限,法定納期限等,延長前時効完成年月日,処分種類,猶予期間開始年月日,猶予期間終了年月日,法人県民税未納額,法人県民税延滞金未納額,本税未納額,延滞金未納額,不申告加算金未納額,過少申告加算金未納額,重加算金未納額,未納額計,法人県民税不納欠損額,法人県民税延滞金不納欠損額,本税不納欠損額,延滞金不納欠損額,不申告加算金不納欠損額,過少申告加算金不納欠損額,重加算金不納欠損額,不納欠損額計,督促発付年月日,延滞金督促発付年月日,督促発付額1—法人県民税,督促発付額1—法人県民税延滞金,督促発付額1—本税,督促発付額1—延滞金,督促発付額1—過少申告加算金,督促発付額1—不申告加算金,督促発付額1—重加算金,徴収猶予等督促発付年月日,督促発付額2—法人県民税,督促発付額2—法人県民税延滞金,督促発付額2—本税,督促発付額2—延滞金,督促発付額2—過少申告加算金,督促発付額2—不申告加算金,督促発付額2—重加算金,督促発付時徴収猶予額,催告状発付年月日,催告状発付催告種別,前回催告状発付年月日,前回催告状発付催告種別,催告状発付対象金額,整理票出力区分,督促状発付禁止区分,催告状発付禁止区分,変更前引継先事務所,徴収猶予処分種類

(整理票処分履歴)

税目コード,県税事務所コード,納税者番号,期別,申告調定事由,調定通番,整理票処分連番,処分予定番号,処分番号,処分種類,処分決議年月日,解除決議年月日,法人県民税未納額,法人県民税延滞金未納額,本税未納額,延滞金未納額,不申告加算金未納額,過少申告加算金未納額,重加算金未納額,未納額計,解除時法人県民税未納額,解除時法人県民税延滞金未納額,解除時本税未納額,解除時延滞金未納額,解除時不申告加算金未納額,解除時過少申告加算金未納額,解除時重加算金未納額,解除時未納額計,引継先県税事務所コード,嘱託先都道府県コード,徴収猶予額,延滞金免除事由,法人判定区分,集計用振分区分

(処分予定情報)

処分予定番号,処分種類,会計年度,あて名番号,県税事務所コード,滞納処分費,差押年月日,交付要求書種別,裁判所コード,事件番号,NTT支店名,第三債務者有無,繰上差押有無,猶予期間開始年月日,猶予期間終了年月日,猶予取消年月日,猶予処理事由,執停事由,欠損事由,執停欠損説明欄,延滞金免除始期,延滞金免除終期,分納誓約年月日,引継先県税事務所コード,嘱託先都道府県コード,嘱託先名称,変更前引継先県税事務所コード,変更前嘱託先都道府県コード,変更前嘱託先名称,備考,受付番号,受付年月日

(財産明細)

処分予定番号,財産明細種別,財産連番,あて名番号,処分番号,公売年月日,財産明細01,財産明細02,財産明細03,財産明細04,財産明細05,財産明細06,財産明細07,財産明細08

(関係人情報)

処分予定番号,関係人種別,連番,あて名番号,処分番号,郵便番号1,郵便番号2,都道府県コード,市町村コード,町字コード,丁目コード,番地漢字,方書漢字,関係先コード,氏名,抵当権種別,設定担保現在額

(処分後情報)

処分番号,処分種類,処分予定番号,処分年月日,処分決議年月日,解除決議年月日,県税事務所コード,あて名番号,公売状況,充当最大通番

(延滞金免除情報)

税目コード,県税事務所コード,納税者番号,期別,申告調定事由,調定通番,あて名番号,処分予定番号,法人県民税対象額,法人県民税期間内延滞金額,法人県民税延滞金免除額,法人県民税延滞金減免額,対象額,期間内延滞金額,延滞金免除額,延滞金減免額,延滞金免除減免事由

(分納計画情報)

税目コード,県税事務所コード,納税者番号,期別,申告調定事由,調定通番,法人判定区分,連番,あて名番号,納付予定
期間開始,納付予定期間終了,納付予定回数,納付予定年月日01,税区分コード01,納付金額01,納付予定年月日0
2,税区分コード02,納付金額02,納付予定年月日03,税区分コード03,納付金額03,納付予定年月日04,税区分
コード04,納付金額04,納付予定年月日05,税区分コード05,納付金額05,納付予定年月日06,税区分コード06,納
付金額06,納付予定年月日07,税区分コード07,納付金額07,納付予定年月日08,税区分コード08,納付金額08,
納付予定年月日09,税区分コード09,納付金額09,納付予定年月日10,税区分コード10,納付金額10,納付予定年
月日11,税区分コード11,納付金額11,納付予定年月日12,税区分コード12,納付金額12,納付予定年月日13,税
区分コード13,納付金額13,納付予定年月日14,税区分コード14,納付金額14,納付予定年月日15,税区分コード1
5,納付金額15,納付予定年月日16,税区分コード16,納付金額16,納付予定年月日17,税区分コード17,納付金額
17,納付予定年月日18,税区分コード18,納付金額18,納付予定年月日19,税区分コード19,納付金額19,納付予
定年月日20,税区分コード20,納付金額20,納付予定年月日21,税区分コード21,納付金額21,納付予定年月日2
2,税区分コード22,納付金額22,納付予定年月日23,税区分コード23,納付金額23,納付予定年月日24,税区分
コード24,納付金額24,納付予定年月日25,税区分コード25,納付金額25,納付予定年月日26,税区分コード26,納
付金額26,納付予定年月日27,税区分コード27,納付金額27,納付予定年月日28,税区分コード28,納付金額28,
納付予定年月日29,税区分コード29,納付金額29,納付予定年月日30,税区分コード30,納付金額30,納付予定年
月日31,税区分コード31,納付金額31,納付予定年月日32,税区分コード32,納付金額32,納付予定年月日33,税
区分コード33,納付金額33,納付予定年月日34,税区分コード34,納付金額34,納付予定年月日35,税区分コード3
5,納付金額35,納付予定年月日36,税区分コード36,納付金額36,納付予定年月日37,税区分コード37,納付金額
37,納付予定年月日38,税区分コード38,納付金額38,納付予定年月日39,税区分コード39,納付金額39,納付予
定年月日40,税区分コード40,納付金額40,納付予定年月日41,税区分コード41,納付金額41,納付予定年月日4
2,税区分コード42,納付金額42,納付予定年月日43,税区分コード43,納付金額43,納付予定年月日44,税区分
コード44,納付金額44,納付予定年月日45,税区分コード45,納付金額45,納付予定年月日46,税区分コード46,納
付金額46,納付予定年月日47,税区分コード47,納付金額47,納付予定年月日48,税区分コード48,納付金額48,
納付予定年月日49,税区分コード49,納付金額49,納付予定年月日50,税区分コード50,納付金額50

(換価充当情報)

税目コード,県税事務所コード,納税者番号,期別,申告調定事由,調定通番,あて名番号,公売年月日,処分予定番号,処
分番号,本税充当額,延滞金充当額,過少申告加算金充当額,不申告加算金充当額,重加算金充当額,滞納処分費,公
金振替年月日,消込状態,法人判定区分,収納区分,充当通番

(徴収猶予情報)

税目コード,県税事務所コード,納税者番号,期別,申告調定事由,調定通番,あて名番号,徴収猶予事由1,現在徴収猶
予額1,徴収猶予事由2,現在徴収猶予額2,徴収猶予額計,徴収猶予決議日,取消徴収猶予事由,取消徴収猶予額,取
消徴収猶予決議日,確定税額,確定税額猶予期限,物件所在地,地目コード,面積,取得年月日,農業委員会管轄市町
村コード1,農業委員会管轄市町村コード2,贈与者住所,贈与者氏名,保証人郵便番号1,保証人郵便番号2,保証人
都道府県コード,保証人市町村コード,保証人町字コード,保証人丁目コード,保証人番地漢字,保証人方書漢字,保証
人関係先コード,保証人氏名,担保財産01,担保財産02,担保財産03,担保財産04,担保財産05,担保財産06,担保
財産07,担保財産08

(共通番号管理マスタ)

共通番号(個人番号),履歴通番,個人法人区分,氏名名称漢字,氏名名称漢字桁あふれフラグ,氏名名称カナ,組織区
分コード,表示位置コード,郵便番号1,郵便番号2,都道府県コード,市町村コード,町字コード,丁目コード,番地漢字,方書
漢字,住所漢字,住所漢字桁あふれフラグ,生年月日,死亡年月日,性別,納通表示有無フラグ,真正性確認済フラグ,共
通番号使用不可フラグ,変更前共通番号,統一利用者番号,登録年月日,変更年月日

(共通番号履歴)

共通番号(個人番号),履歴通番,個人法人区分,氏名名称漢字,氏名名称漢字桁あふれフラグ,氏名名称カナ,組織区

(あて名共通番号変換テーブル)

あて名番号,身体障害者等番号,使用者番号,共通番号(個人番号),個人法人区分,真正性確認年月日

(あて名共通番号変換ワーク)

あて名番号,税目コード,納税者番号,共通番号,個人法人区分,登録番号,作成年月日,帳票番号

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	②システムの機能 地方団体から他の地方団体に対して、所得税	②システムの機能 地方団体から他の地方団体に対して、所得税	事前	I 寄附金税額控除に係る申告 特例通知」電子化の開始
平成31年1月21日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担	②所属長 税務課長 廣島 伸一	②所属長の役職名 課長	事後	様式変更による修正
平成31年1月21日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(備考) ①f 他の都道府県に対して所得税申告書等	(備考) ①f 他の地方団体に対して所得税申告書等	事前	I 寄附金税額控除に係る申告 特例通知」電子化の開始
平成31年1月21日	II 特定個人情報ファイルの概要	委託の有無 「委託する」	委託の有無 「委託する」	事後	富山県税務帳票印刷等業務 の外部委託の開始
平成31年1月21日	II 特定個人情報ファイルの概要	記載なし	提供先2 他自治体の長(都道府県及び市区町村)	事前	I 寄附金税額控除に係る申告 特例通知」電子化の開始
平成31年1月21日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	事前	I 寄附金税額控除に係る申告 特例通知」電子化の開始
平成31年1月21日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	⑤物理的対策 具体的な対策の内容	⑤物理的対策 具体的な対策の内容	事前	I 寄附金税額控除に係る申告 特例通知」電子化の開始
令和2年3月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	システム2 [O] その他(中間サーバ、既存業務システ	システム2 [O] その他(中間サーバ)	事後	重要な変更にあたらな変更 (接続対象の修正)
令和2年3月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	システム3 [O] その他(既存業務システム)	システム3 [] その他()	事後	重要な変更にあたらな変更 (接続対象の修正)
令和2年3月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	システム5 ②システムの機能	システム5 ②システムの機能	事後	重要な変更にあたらな変更 (組織名の変更)
令和2年3月4日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用	③入手の時期・頻度 ・自動車税及び自動車取得税 申告を受け付け	③入手の時期・頻度 ・自動車税 申告を受け付けた度 毎日	事後	重要な変更にあたらな変更 (自動車取得税の廃止)
令和2年3月4日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取	委託事項2 自動車税及び自動車取得税申告書照合補助	委託事項2 自動車税申告書照合補助等業務	事後	重要な変更にあたらな変更 (自動車取得税の廃止、誤字
令和2年3月4日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取	委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの	委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの	事後	重要な変更にあたらな変更 (自動車取得税の廃止)
令和2年3月4日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	[O] 提供を行っている (1) 件	[O] 提供を行っている (2) 件	事後	重要な変更にあたらな変更 (誤表記の修正)
令和2年3月4日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	番号法第19条第12号	番号法第19条第9号	事後	重要な変更にあたらな変更 (項番の修正)
令和2年3月4日	II ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	①保管場所 ＜富山県における措置＞	①保管場所 ＜富山県における措置＞	事後	重要な変更にあたらな変更 (庁内からデータセンターへの
令和2年3月4日	(別添2)ファイル記録項目	記載なし	(マイナンバー管理マスタ) マイナンバー 履歴通番、個人法人区分、氏名名	事後	重要な変更にあたらな変更 (マイナンバー対応)
令和2年3月4日	(別添2)ファイル記録項目	＜＜個人事業税＞＞ (納税者賦課トラン)	＜＜個人事業税＞＞ (納税者賦課トラン)	事後	重要な変更にあたらな変更 (名称変更)
令和2年3月4日	(別添2)ファイル記録項目	＜＜自動車二税＞＞ (自動車申告書軽以外トラン)	＜＜自動車税＞＞ (自動車申告書軽以外トラン)	事後	重要な変更にあたらな変更 (名称変更、自動車取得税の
令和2年3月4日	III リスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手(情報	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	重要な変更にあたらな変更 (項番の修正)
令和2年3月4日	III リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	重要な変更にあたらな変更 (組織名の変更)
令和2年3月4日	III リスク対策(プロセス) 5. 特定個人情報の提供・移転	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	重要な変更にあたらな変更 (項番の修正)
令和2年3月4日	III リスク対策(プロセス) 5. 特定個人情報の提供・移転	番号法施行令第23条	番号法施行令第22条	事後	重要な変更にあたらな変更 (項番の修正)
令和2年3月4日	III リスク対策(プロセス) 5. 特定個人情報の提供・移転	番号法施行規則第20条第2号	番号法施行規則第20条第3号	事後	重要な変更にあたらな変更 (項番の修正)
令和2年3月4日	III リスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステ	番号法別表第2及び第19条第14号	番号法別表第2及び第19条第15号	事後	重要な変更にあたらな変更 (項番の修正)
令和2年3月4日	III リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リ スク	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リ スク	事後	重要な変更にあたらな変更 (庁内からデータセンターへの
令和2年3月4日	III リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	重要な変更にあたらな変更 (組織名の変更)
令和2年3月4日	III リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリ スク及びそのリスクに対する措置	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリ スク及びそのリスクに対する措置	事後	重要な変更にあたらな変更 (他県での情報流出事案をふ、
令和2年3月4日	IV リスク対策(その他) 1. 監査	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	重要な変更にあたらな変更 (組織名の変更)
令和2年3月4日	IV リスク対策(その他) 2. 従業者に対する教育・啓発	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	重要な変更にあたらな変更 (組織名の変更)
令和2年3月4日	V 開示請求、問合せ	自動車取得税申告書	記載なし	事後	重要な変更にあたらな変更 (自動車取得税の廃止)
令和2年3月4日	VI 評価実施手続 1. 項目評価	①実施日 平成26年11月28日	①実施日	事後	重要な変更にあたらな変更 (評価再実施に伴う変更)
令和2年3月4日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民からの意見の聴	②実施日・期間 平成26年12月10日 から 平成27年1月9日 ま	②実施日・期間 令和2年1月9日 から 令和2年2月7日 まで	事後	重要な変更にあたらな変更 (評価再実施に伴う変更)
令和2年3月4日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民からの意見の聴	④主な意見の内容 リスク管理について、マイナンバー制度を利	④主な意見の内容 提出された意見は特になし。	事後	重要な変更にあたらな変更 (評価再実施に伴う変更)
令和2年3月4日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民からの意見の聴	⑤評価書への反映 意見を踏まえ、リスク管理について再度確認	⑤評価書への反映 評価書への反映は特になし。	事後	重要な変更にあたらな変更 (評価再実施に伴う変更)
令和2年3月4日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検	①実施日 平成27年2月26日、平成27年3月18日	①実施日 令和2年2月21日	事後	重要な変更にあたらな変更 (評価再実施に伴う変更)
令和2年3月4日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検	③結果 特定個人情報保護評価指針に定める実施手	③結果 特定個人情報保護評価指針に定める実施手	事後	重要な変更にあたらな変更 (評価再実施に伴う変更)
令和3年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取	⑥委託先名 富士通株式会社	⑥委託先名 富士通Japan株式会社	事後	重要な変更にあたらな変更 (組織名の変更)
令和3年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取	⑥委託先名 TIS株式会社	⑥委託先名 株式会社インテック	事後	重要な変更にあたらな変更 (組織名の変更)
令和3年9月30日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂	①請求先 富山県経営管理部文書総務課情報公関係	①請求先 富山県経営管理部総務課情報公関係	事後	重要な変更にあたらな変更 (組織名の変更)
令和3年9月30日	I 基本状況 6. 情報提供ネットワークシステ	②法令上の根拠 ・ 番号法第19条第7号 別表第二の28の項	②法令上の根拠 ・ 番号法第19条第8号 別表第二の28の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和4年11月8日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取	⑦再委託の有無 再委託する	⑦再委託の有無 再委託しない	事後	再委託の取りやめ
令和4年11月8日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取	⑧再委託の許諾方法 契約書において、再委託を禁止している。ただ		事後	再委託の取りやめ
令和4年11月8日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取	⑨再委託事項 搬送業務		事後	再委託の取りやめ
令和4年12月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り		④ 納税者の意思表示があつた場合に限り、公 金受取口座登録システムより口座情報を照会	事前	公金受取口座情報連携運用 開始前
令和4年12月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り		①システムの名称 公金受取口座登録システム	事前	公金受取口座情報連携運用 開始前
令和4年12月28日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	②c 情報提供ネットワークシステムを利用して、 障害者手帳関係情報や生活保護受給情報、県	②c 情報提供ネットワークシステムを利用して、 障害者手帳関係情報や生活保護受給情報、県	事前	公金受取口座情報連携運用 開始前
令和4年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	行政機関・独立法人等(国税庁)	行政機関・独立法人等(国税庁、デジタル庁)	事前	公金受取口座情報連携運用 開始前
令和4年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	・ 税の減免に関する事務 申請を受け付け た都度	・ 税の減免、還付に関する事務 申請を受け 付けた都度	事前	公金受取口座情報連携運用 開始前
令和4年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性		・ 公金受取口座を用いた還付については、本人 の意思表示を前提とし、これがあつた場合に限 り情報提供ネットワークサービスを通じて口座 情報を入手する。	事前	公金受取口座情報連携運用 開始前

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 5個人番号の利用 ②法令上の根拠	・ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。） 第9条第1項 別表第一の16の項 ・ 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。） 第9条第1項 別表の24の項 ・ 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	重要な変更にあたらない変更（項番の修正）
	I 基本情報 6情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・ 番号法第19条第8号 別表第二の28の項 ・ 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条	・ 番号法第19条第8項 別表24、及び133の項 ・ 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表第49項	事後	重要な変更にあたらない変更（項番の修正）
	II 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 富山県税務帳票等業務委託	⑦再委託の有無 再委託しない	⑦再委託の有無 再委託する ⑧再委託の許諾方法 契約書において、再委託を禁止している。ただし必要がある場合は、あらかじめ書面による承認を必要としている。その場合、再委託先にも委託先に準じたセキュリティに関する措置を講ずることを必要としている。 ⑨再委託事項 配送業務	事後	再委託の開始が令和6年1月15日のため
	IIIリスク対策（プロセス） 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の規定により、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	重要な変更にあたらない変更（項番の修正）
	V 開示請求、問い合わせ ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	富山県ホームページ http://www2.pref.toyama.jp/lstmng/	富山県ホームページ https://www.pref.toyama.jp/1103/kojinfile.html	事後	重要な変更にあたらない変更